

# 障害児支援における人材育成に関する検討会 報告書

障害児支援における人材育成に関する検討会

令和7年8月29日

## 目次

1. はじめに	1
2. 障害児支援における研修体系創設の意義について	2
(1) 障害児支援の人材育成における課題	
(2) 障害児支援における研修体系創設の意義	
3. 障害児支援における研修の在り方について	2
(1) 研修の在り方についての基本的考え方	
(2) 障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢	
(3) 研修体系の構築における基本理念	
(4) 障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素	
(5) 研修体系の構築に当たっての構成要素	
(6) 研修体系の階層と期待される人材像	
4. 研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について	13
(1) 研修の標準カリキュラム	
(2) 障害児支援基礎・実践研修（仮称）の効果的な実施について	
(3) 障害児支援基礎・実践研修（仮称）における地域交流の取組（地域での学び合い）について	
(4) 障害児支援リーダー研修（仮称）・障害児支援コア人材研修（仮称）の効果的な実施について	
5. 研修の実施主体について	28
6. 研修の具体的な運用に向けた方向性等について	30
(1) 研修の本格実施に向けて	
(2) 研修の受講の取扱いについて	
(3) 研修の修了評価について	
(4) 研修の質の確保を図るための実施体制について	
(5) 実施主体が効果的に研修を進めるためのツールの作成等に関する事項について	
(6) 研修の受講及び実施への動機づけとなる取組等に関する事項について	
(7) 研修の発展的な運用等に向けた事項について	
7. 本検討における子ども・若者及び子育て当事者の意見反映について	36
8. おわりに	37

参考資料 1	障害児通所支援における人材育成に関する検討会 開催要綱 . . . . .	39
参考資料 2	研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム 開催要綱 . . . . .	41
参考資料 3	障害児通所支援における人材育成に関する検討会等の検討の経過 . . . . .	43
参考資料 4	こども・若者ヒアリングフィードバック資料 . . . . .	46
参考資料 5	子育て当事者ヒアリングフィードバック資料 . . . . .	55
参考資料 6	障害児通所支援における人材育成に関する検討会報告書 参考資料集	

## 1. はじめに

- 平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、主に障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善した。
- 一方で、適切な運営や支援の質の確保が課題とされ、これまで障害児通所支援及び障害児入所支援において、質の確保と向上等を図るための基本的事項を示した児童発達支援ガイドラインや障害児入所施設運営指針等を策定してきたほか、「障害児入所支援の在り方に関する検討会」（平成 31 年）や「障害児通所支援の在り方に関する検討会」（令和 3 年）等、複数の検討会等を開催し、支援の方向性等について議論が重ねられてきた。
- こうした中、令和 5 年 3 月に取りまとめられた「障害児通所支援に関する検討会」の報告書において、「障害児支援にあたる人材の育成を充実させることが急務である。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援、虐待防止等の内容についての基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築（中略）が必要である。」とされた。また、令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された「こども未来戦略」においても、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされた。
- こうしたことから、障害児支援における人材育成の体系の構築に向けた検討が急務となっており、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な検討を行うため、今般、有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する「障害児支援における人材育成に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催した。
- 検討に当たっては、本検討会の有識者委員及び事業者団体委員で構成する研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム（以下「実務者作業チーム」という。）を設置し、研修体系の構築に向けた運用及び詳細の実務について議論を重ね、令和 7 年 5 月には、それまでの議論を踏まえ、検討会において中間整理を行った。
- 本報告書は、令和 9 年度以降の本格実施を見据えて、障害児支援における研修の在り方、標準カリキュラムと効果的な実施手法、研修の実施主体、研修の具体的な運用に向けた方向性等について、検討会（全 4 回開催）、実務者作業チーム（全 4 回開催）において重ねられてきた議論と、各ヒアリングの結果を踏まえて取りまとめたものである。
- 本検討にあたり、こども・若者当事者ヒアリング及び子育て当事者ヒアリングに参加いただいた皆さま、また、ヒアリングを通じて様々なご意見をいただいた 8 つの障害児支援事

業者団体の皆さまには、改めて感謝申し上げます。

## 2. 障害児支援における研修体系創設の意義について

### (1) 障害児支援の人材育成における課題

- 既述のとおり、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は近年飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。その中において、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのため、事業所間により、障害児支援における理念、障害児支援の重要性や果たすべき社会的役割等の価値の捉え方、知識や技術にも差異が生じている。また、障害児支援の現状について、本来であれば、地域において各事業所等が相互連携を図り、子どもと家族をまんやかに協働しながら、包括的な支援を行うことが必要であるところ、地域によっては、事業運営を優先し過ぎるあまり、事業所間で、子どもや家族をまんやかにした協働関係が十分に築かれていないケースがあることについて、本検討会では指摘がなされた。

### (2) 障害児支援における研修体系創設の意義

- 障害児支援において、国が全国共通の枠組みによる研修体系を構築することにより、全ての支援者が、障害児支援における共通の理念や価値、知識と技術を学び合いながら、子どもやその家族、一人ひとりの想いや背景に寄り添った質の高い支援を、全国どの地域でも提供することを実現していくための土台を築くものとなり、支援者自身の成長やキャリア形成にもつながることが期待される。
- また、本研修を通じて、地域での学び合いを進めていくことにより、地域の支援者同士が互いに学び合い、共有し合い、励まし合う等、事業所の垣根を超えて協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実が図られていくことも期待される。こうした学びや実践が、全国共通の枠組みとして各地域において体系的に積み重ねられることにより、子どもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくりにつながっていくものと期待される。
- また、中長期的には、本研修を他の子ども施策でも活用していくこと等により、障害児支援のみならず、子ども施策全体で障害のある子どもへの配慮や支援の理解を拡げていき、インクルージョン推進が促進されていくとともに、共生社会の実現に向けた土台へとつながっていくものと期待される。

## 3. 障害児支援における研修の在り方について

### (1) 研修の在り方についての基本的考え方

- 全国共通の枠組みとして研修体系を構築するに当たっては、障害児支援に従事する支援者

(以下「支援者」という。)に求められる資質や専門性を明確にし、それを段階的かつ体系的に育成していくことが必要である。これらの考え方に基づき、本検討会では、支援者として大切にすべき基本的な姿勢を整理し、こども施策や障害児支援の基本理念を研修の核として位置づけることが必要であるとされた。また、人材育成を効果的に進めるため、支援者に共通する重要な要素を整理するとともに、障害児支援と子育て支援両方の観点を踏まえた専門性を育成できるように研修内容を構成してきた。さらに、現場の実態を踏まえつつ、支援者の経験や役割等に応じた段階的な人材像を設定し、それらに基づいた階層別の研修体系としていくこととされた。

## **(2) 障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢**

- 全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、障害のあるこどもとその家族に関わる支援者の共通の考え方となる支援者として大切にすべき基本姿勢について、「障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」として整理した。こどもとその家族、支援者が互いを尊重した対話的な関係であるという視点の下、障害児支援に従事する全ての支援者にとって、実践における考え方の基本となるものである。
- これらの基本姿勢の整理に当たっては、こども・若者ヒアリング及び子育て当事者ヒアリングにおいて出されたご意見を踏まえ、こども・若者、子育て当事者の目線で支援者が大切にすべき姿勢を整理したものも含まれるものである(本検討におけるこども・若者及び子育て当事者の意見については、本報告書P.36に記載している)。

### **【障害のあるこどもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢】**

#### **① 尊重し合いながら、ともに生きる**

- ・ 障害の有無に関わらず、こどもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切に
- する。
- ・ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ・ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、こどもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。

#### **② 想いに寄り添い、ともに支え合う**

- ・ こどもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に寄り添い、理解を深め合う。
- ・ こどもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。
- ・ ひとりのこどもとして尊重し、そのこどもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。
- ・ こどもや家族が内面的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩

んでいく。

### **③ 支援をともにつくる**

- ・ みんなに同じ支援ではなく、そのこどもに合った支援を、こどもや家族と一緒につくりていく。
- ・ こどもが自ら選ぶことを大切にし、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、そのこどもらしく育ていけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- ・ 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

### **④ 安心できる場をともに育てる**

- ・ こどもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育んでいく。
- ・ 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育んでいく。
- ・ チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、こどもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

### **⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う**

- ・ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、こどもや家族とともにより良い形を模索する。
- ・ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ・ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ・ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ・ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

## **(3) 研修体系の構築における基本理念**

- こども基本法に基づく「こども施策の基本理念」及び児童発達支援ガイドライン等の各ガイドラインにおいて示している「障害児支援の基本理念」は、こども施策及び障害児支援において核となる基本的な理念であり、障害児支援に従事する支援者は、これらの基本理念を理解するとともに、これらに基づく支援を提供していくことが重要である。そのため、これらの基本理念を中心に据えた研修づくりをしていくことが必要である。
- 実際に研修を実施していく上では、これらの基本理念を基本としながら、さらに丁寧に伝えていくことが必要である。今後、標準カリキュラムに基づき具体的な研修内容の検討をしていくに当たっては、以下の観点を踏まえて検討を行う必要がある。
  - ・ どのような状況にあるこどもでも、こども一人ひとりに尊厳があるということを前提に、こどもの権利を考えていくことが重要である。
  - ・ 全てのこどもは、まず一人のこどもであるということを前提に、特別な支援ニーズが

あるから支援するのではなく、こどもの権利も踏まえ、人として当たり前に必要な基本的なニーズとして支援をするという視点も重要である。一方、こどもの特性等を理解せず支援を行うことは、こどもの権利が十分に守られていない状況につながるものであり、個々のこどもの特性等に応じた権利を考えていくことも重要な視点である。

- ・ 障害児支援においては、こどもの権利と障害者の権利の両方を理解していくことが必要である。また、障害児者がこれまで社会的に置かれてきた歴史等、歴史的変遷から学ぶことも重要であり、研修において、これらを伝えていくことが必要である。
- ・ 障害の捉え方は、時代とともに、医学モデルから社会モデル<sup>1</sup>、さらに、社会モデルを基盤として、障害のある人自身が人権の主体であり、差別なく平等に生きることが保障されるという、いわゆる人権モデルと言われる考え方へと移り変わり、障害児支援においても、全てのこどもが、存在そのものに尊厳と固有の価値をもつかけがえのない存在であるという考え方に変化してきた。障害児支援に従事する全ての支援者は、こうした価値観の下で実践を行っていくことが必要であるとともに、これらの考え方を他のこども施策をはじめ、地域社会にも広げていくことが重要である。
- ・ こどもの権利等については、講義による知識としての理解のみならず、実践において期待される具体的な行動等についても理解を促進していくことが重要である。そのため、理解と実践のギャップを埋めるような研修内容や実施方法にしていくことが必要である。その際、具体的な行動等については、「やってはいけない」ことを伝えていくよりも、期待される行動・望ましい行動を伝えていくことが重要である。
- ・ こども家庭庁において策定され、閣議決定されている「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン（はじめの100か月の育ちビジョン）」（以下「はじめの100か月の育ちビジョン」という。）及び「こどもの居場所づくりに関する指針」（以下「居場所指針」という。）では、こどもの権利等を考えていく上で重要な観点が示されている。例えば、はじめの100か月の育ちビジョンでは、ウェルビーイング向上において特に重要な「アタッチメント」と「遊びと体験」に着目し、「安心と挑戦の循環」という考え方が整理されている。また、居場所指針では、「その場を居場所と感ずるかどうかは、こども本人が決めることである」こと等が示されている。これらについては、障害の有無に関わらず全てのこどもに共通するものであり、障害児支援における研修においても、こども大綱や各指針の内容も踏まえることが重要である。
- ・ こどもが、大切な大人との安定したつながりの中で、これからも続いていくと信じられる将来への見通しをもち、自らが所属していると実感できる関係性や、いつでも戻れる安心できる場所があると信じられることは、パーマネンシーの保障という観点から極めて重要である。この考え方は、障害のあるこどもへの支援においても重要な観点である。
- ・ こども施策の基本理念において、子育ては家庭を基本としながら、子育てに対して社会全体として十分な支援を行うこととされており、こどもや家族の想いや状況等を尊重しながら、社会全体で子育てに関わっていくという観点も重要である。その上で、障害児支援

---

<sup>1</sup> 「障害者差別解消法」（内閣府ホームページ）では、「障害者が日常生活又は社会生活で受ける様々な制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生じるものという考え方」を社会モデルとしている。

においては、全てのこどもについて家族支援が必要であるという観点を持ちながら、社会資源の活用や、地域の中に子育ての協力者を増やしていくこと等、家族の想いや気持ちを温かく受け止めながら、こどもや家族を支えていくことが重要である。

- ・ インクルージョンの推進については、こどもの育ちと個々のニーズを共に保障した上で進めていくことが重要であるとともに、障害児支援のみならず、こども施策全体にインクルージョン推進の考え方を広げていく観点も重要である。
- ・ 基本理念に基づく支援を、現場の実践の中で進めていく上では、チームアプローチの視点や地域において行政・関係機関等との連携等、地域という視点が重要である。また、地域において、こどもや家族を中心において包括的な支援を提供していく上では、障害児支援施策のみならず、障害者総合支援法や、他のこども施策に関する複数の法令等を理解し、支援を進めていくという観点も重要である。

#### **（４）障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素**

- 障害児支援における研修においては、知識を習得するとともに、障害児支援に従事する支援者が、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために、共通して重要であると考えられるスキルや行動特性<sup>2</sup>の育成につながる研修にしていくことが重要である。
- 障害児支援における研修において育成が期待される支援者における重要な共通要素として、「①対人支援における倫理的姿勢」、「②自己理解と省察」「③こどもの理解に基づく支援」、「④計画と評価に基づく支援の実践」、「⑤家族支援」、「⑥地域支援・地域連携」、「⑦チームアプローチ」、「⑧虐待予防・対応」、「⑨相互理解・相互支援」の9領域において、「姿勢・態度」、「知識・技術」、「実践」の観点で、発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を以下のとおり整理した。

#### **【障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素】**

##### **① 対人支援における倫理的姿勢**

- ・ 人権の尊重
- ・ こどもの権利の遵守
- ・ 障害者としての権利の遵守
- ・ こどもの最善の利益の優先考慮
- ・ こどもや家族への肯定的姿勢、態度
- ・ 社会的平等性・社会的公平性と誠実さ

##### **② 自己理解と省察**

###### **【姿勢・態度】**

- ・ 自身の経験や実践の結果を振り返り分析する姿勢
- ・ チームの状況や実践の結果を客観的に振り返り分析する姿勢

<sup>2</sup> 本記載の「行動特性」とは、質の高い発達支援を提供するために必要であると考えられる支援者の行動の特徴や傾向を指す。

- ・ こどもや家族の視点から振り返り分析する姿勢
- ・ 柔軟性のある考え方と自己研鑽を重ねる姿勢
- ・ 視野を広げて学びを深める姿勢
- ・ 支援者自らが自分を大切に作る姿勢

#### 【知識・技術】

- ・ 省察に基づき課題を解決する力
- ・ 自己理解と省察を踏まえ他者に相談する力
- ・ 他者の実践や交流を通じて省察を深める力
- ・ 自己の心身（疲労・ストレス等）の状況に気づく力

#### 【実践】

- ・ 省察を実践に活かす力
- ・ 自身の心身の健康を保つためにセルフケアできる力

### ③ こどもの理解に基づく支援

#### 【姿勢・態度】

- ・ 「ひとりのこども」として捉える姿勢
- ・ こどもを主体者として尊重する姿勢
- ・ こどもの表面的な行動だけでなく、背景等も捉える姿勢
- ・ 一人ひとりの行動の結果だけでなく、プロセスに寄り添った肯定的な姿勢

#### 【知識・技術】

- ・ こどもの成長発達とその多様性の理解
- ・ 包括的アセスメントに基づく育ちの理解
- ・ 発達特性による困難さと社会的困難さの理解
- ・ 逆境体験やトラウマの理解

#### 【実践】

- ・ こどもの生活の連続性と未来を想像する力
- ・ こどもの遊びにおける環境を構成する力

### ④ 計画と評価に基づく支援の実践

#### 【姿勢・態度】

- ・ こどもの声を丁寧に聴く姿勢
- ・ こどもの姿を丁寧にみる姿勢
- ・ 自己研鑽を重ねる姿勢
- ・ 他職種から学び自身の専門性に活かす姿勢

#### 【知識・技術】

- ・ 知識の広さ、深さ
- ・ （こどもの発達や特性等を理解した上で）アセスメント・支援の技術
- ・ 実践を振り返りこどもの様子を適切に記録する力

## 【実践】

- ・ 関係機関との連携
- ・ 適切なアセスメントに基づく支援提供
- ・ こども、家族への丁寧な説明とフィードバック
- ・ PDCA サイクルによる支援提供

## ⑤ 家族支援

### 【姿勢・態度】

- ・ 家族の在り方の多様性の尊重
- ・ 家族が有する文化、信仰、価値観の尊重

### 【知識・技術】

- ・ 子育ての困難さ、子育てに伴う社会的困難さの理解
- ・ 子育ての困難さ等が孤立や虐待につながるおそれがあることへの理解
- ・ 家庭状況（生活）の理解

### 【実践】

- ・ 家族を理解する力（家族の関係性の理解）
- ・ 相談、カウンセリングの力（傾聴、共感、分析、言語化）

## ⑥ 地域支援・地域連携

### 【姿勢・態度】

- ・ 関係者・関係機関の役割を理解し、尊重する姿勢
- ・ こどもと家族をまんなかにして協働する姿勢

### 【知識・技術】

- ・ 制度・施策についての知識
- ・ 地域の関係機関についての知識
- ・ 事業所の特性や機能の理解
- ・ 関係機関それぞれの特性や機能の理解

### 【実践】

- ・ インクルージョン推進に向けた支援・連携
- ・ 関係者会議の開催
- ・ 役割分担、機能分担
- ・ 縦横連携し協働する力
- ・ 地域全体のマネジメント力

## ⑦ チームアプローチ

### 【姿勢・態度】

- ・ 他職種との対等性を尊重する姿勢

### 【知識・技術】

- ・ 自身の専門性を伝える力

- ・ 他職種の専門性を理解する力
- ・ 他職種から学び自身の専門性に活かす力
- ・ チームの強みを分析し伝える力

**【実践】**

- ・ 事業所内のチームアプローチのシステムづくり

**⑧ 虐待予防・対応**

**【姿勢・態度】**

- ・ 自身の虐待等につながる言動に気づき修正する姿勢
- ・ 事業所内の虐待等につながる課題に気づき修正する姿勢

**【知識・技術】**

- ・ 虐待等についての知識

**【実践】**

- ・ 保護者が困難を抱え、支援を必要としている状況等に気づく力
- ・ 事業所内において、虐待につながる状況を把握する力
- ・ 虐待につながる状況等に気づいた際に、解決に向けて行動する力

**⑨ 相互理解・相互支援（家族・他職種・他機関）**

**【姿勢・態度】**

- ・ 相互理解と合意形成に基づく相互支援の姿勢
- ・ リーダーシップ

**【実践】**

- ・ コミュニケーションスキル
- ・ ファシリテーションスキル
- ・ コンサルテーションスキル
- ・ スーパーバイズ/スーパーバイジースキル
- ・ マネジメント・コーディネートスキル

○ 「①対人支援における倫理的姿勢」については、人権の尊重やこどもの権利等、障害児支援に従事する者が基本とすべき姿勢であり、経験年数を問わず、全ての階層の研修を通じて基本とすべきものである。

○ 経験年数は問わず、支援者自身が、これまでの経験等により、無意識に抱える価値観や、自らが正しいと信じていることや思い込み等があるということを前提にする必要がある。これらの価値観や思い込み等により、意図せずに不適切な支援につながっていくことも考えられることから、常に支援者自身が自分の支援等を振り返りながら実践をしていくことが重要であり、特に「②自己理解と省察」については、研修を通じてその要素を入れていくことが必要である。

- 「③こどもの理解に基づく支援」については、こどもの発達全般について理解をしていくことが重要である。一方で、例えばこどもを一般的な成長・発達に近づけることを目指すような誤った理解にならないように留意をすることが必要である。
- 「④計画と評価に基づく支援の実践」については、行動障害の予防の観点から、こどもの発達や特性等を理解した上で、こどもの表面的な行動だけを捉えるのではなく、行動の背景等にあるものを捉える視点を持ち、適切なアセスメントに基づく支援を、PDCA サイクルにより丁寧に提供をしていくことが重要である。

### **（５）研修体系の構築に当たっての構成要素**

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「①障害児支援に従事する支援者として」、「②本人支援」、「③家族支援」、「④地域支援・地域連携」、「⑤（日々の支援や業務の根拠となる）制度理解」、「⑥組織マネジメント」の6つのカテゴリーを研修体系の構成要素として、以下のとおり整理した。

#### **【研修体系の構築に当たっての構成要素】**

##### **① 障害児支援に従事する支援者として**

###### **【主な観点】**

- ・ 障害児支援に従事する支援者として身につけるべき基本理念や倫理観、姿勢
- ・ こどもの心身の健康及びこどもの命と安全を守るために、支援者としてもつべき観点
- ・ 質の高い支援の計画・実践に資する考え方・観点
- ・ 共生社会の実現に資する考え方・観点

##### **② 本人支援**

###### **【主な観点】**

- ・ 権利の主体者である「ひとりのこども」という観点
- ・ こどものライフステージを通じた発達特性、多様性などを含めた発達そのものの理解
- ・ 本人支援を行うための姿勢や知識

##### **③ 家族支援**

###### **【主な観点】**

- ・ まとまりとして家族をとらえる視点と、家族のなかのひとりとしてとらえる視点
- ・ 多様な家族の在り方や価値観、家庭環境を踏まえた家族支援を行うための姿勢や知識
- ・ ライフステージに応じた家族への支援の観点

##### **④ 地域支援・地域連携**

###### **【主な観点】**

- ・ こどもや家族が、安心して地域で育ち・暮らすことができる地域づくりの観点

- ・ こどもや家族の支援に必要となる地域の関係機関との連携
- ・ 教育と福祉の連携
- ・ 地域全体で支援の質の向上を図るための地域マネジメントの考え方

## ⑤ 制度理解

### 【主な観点】

- ・ 日々の支援・業務の根拠となる障害児支援を取り巻くこども施策・障害児支援施策や各種制度
- ・ こどもの生活の連続性を踏まえた支援に必要な関連制度
- ・ 制度の背景にある基本理念を踏まえた制度と支援の接続

## ⑥ 組織マネジメント

### 【主な観点】

- ・ 障害児支援の現場における背景、事業所や地域の実情を踏まえた組織マネジメントの観点
- ・ 事業運営や安全管理・非常災害発生時の対応等の必要性・重要性
- ・ 風通しが良く安心して助けを求め合える組織づくりの観点

## (6) 研修体系の階層と期待される人材像

- 初任者から、事業所や地域等で中心的な役割を担う者まで、様々なキャリアを有する支援者が障害児支援に従事している中、それぞれの支援者に求められる役割等に応じて、必要な知識やスキル等が異なるため、研修体系の構築に当たっては、求められる役割等を踏まえ、「障害児支援基礎・実践研修（仮称）」、「障害児支援リーダー研修（仮称）」、「障害児支援コア人材研修（仮称）」の3階層による段階的な体系を構築していくことが必要である。
- また、それぞれの研修を受講することにより、期待される人材像を整理していくことが必要である。研修体系の構築に当たっての階層及び各研修を受講することにより期待される人材像を以下のとおり整理した。

### 【研修体系の階層と期待される人材像】

#### ○ 障害児支援基礎・実践研修（仮称）

##### 対象者像

障害児支援に従事し始めた段階から、主に3年目程度で、本人支援を中心とした役割を担う者が受講することを想定している障害児支援基礎・実践研修（仮称）については、以下のとおり「障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）」と「障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）」に分けて整理した。

① 障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）

主に障害児支援に従事し始めた者

② 障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）

主に1年目から3年目程度で、本人支援を中心とした役割を担う者

障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）を受講することにより期待される人材像

- ・ 障害児支援の意義や対人支援における倫理的姿勢を理解し、こどもを主体とした支援を行う姿勢をもつことができる。

障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）を受講することにより期待される人材像

- ・ 対人支援における倫理的姿勢をもって、こどもを主体とした支援を行うことができる。
- ・ こどものライフステージを通じた発達と障害特性、発達の多様性を踏まえたアセスメントの基本を理解し、「ひとりのこども」として、個々のニーズに応じた支援を行うことができる。
- ・ こどもを中心に支援を進めるうえで、家族支援、地域連携の重要性を理解する。

○ 障害児支援リーダー研修（仮称）

対象者像

事業所において、主にリーダー職や管理職等、中心的な役割を担う者

障害児支援リーダー研修（仮称）を受講することにより期待される人材像

- ・ 包括的なアセスメントに基づいて、個々のこどもと家族の状態像等について考察し理解するとともに、個々のニーズに応じた支援が実践できる。
- ・ 事業所内において、多職種連携をコーディネートするとともに、他の職員への助言を行うことができる等、チームアプローチにおける中心的な役割を担うことができる。
- ・ こどもや家族の状況等に応じて、必要な関係機関と連携することができる。

○ 障害児支援コア人材研修（仮称）

対象者像

主に地域において、スーパーバイズを担う等、地域の中心的な役割を担う者

障害児支援コア人材研修（仮称）を受講することにより期待される人材像

- ・ 包括的なアセスメントに基づき、個々の状態等の理解やニーズに応じた支援の実践について、他の職員や他の事業所等へ助言等を行うとともに、事業所内の支援の質の向上に取り組むことができる。
- ・ 地域の状況を把握した上で、関係機関との連携をマネジメントし、コンサルテーション等を行うことができるとともに、地域の障害児支援体制の整備に主体的に関わることができる。
- ・ 柔軟な考え方をもって、課題を解決することや省察を実践に活かすことができる。

## 4. 研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

### (1) 研修の標準カリキュラム

- 障害児支援に従事する者が共通して習得すべき知識等について、「障害児支援基礎・実践研修（仮称）」、「障害児支援リーダー研修（仮称）」、「障害児支援コア人材研修（仮称）」の標準カリキュラムを以下のとおり整理した。

#### 標準カリキュラム

##### 【障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）科目】

対象者	障害児支援に従事し始めた者
障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）科目	ねらい
オリエンテーション	こども施策の基本理念や障害児支援の基本理念等を核とした障害児支援における研修の目的や意義を知る。また、障害児支援基礎・実践研修Ⅰ（仮称）の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、研修で学んだことを実践につなげるための効果的活用について知る。
歴史的変遷から学ぶ障害児支援の意義	障害のあるこどもや障害者を取り巻く歴史・背景、また、障害の捉え方、支援の考え方の変化やインクルージョンの推進など、障害児支援等の歴史的変遷から、障害児支援の意義を理解する。
こども・障害のあるこどもの権利	こどもの権利に対する意識を高め、倫理的な判断に基づく支援を提供するため、こどもの権利や障害者の権利について基本的な概念を学び、障害のあるこどもの権利や権利擁護のために求められる姿勢・合理的配慮等について理解する。
障害児支援に従事する支援者としての基本姿勢・倫理	こども施策及び障害児支援の基本理念に基づき、こどもを権利の主体として、こどもの最善の利益が優先考慮されるよう支援提供を行うことの重要性を理解する。また、こどもや家族に対して尊重と共感、肯定的な姿勢・態度で支援するとともに、こどもの行動だけを捉えず、その背景にあるものを捉える視点をもち支援することの重要性を理解する。
障害児支援に従事する支援者としての安全管理・安全確保	障害児支援に従事する支援者として、日々のこどもの健康管理も含め、こどもの安全を守るため、支援の中で留意すべき事項・観点を学び、安全管理・安全確保の重要性を理解する。
障害児支援における虐待防止と基本的理解	障害のあるこどもの権利擁護のため、虐待によりこどもの人権を侵害することがないように、虐待防止に関する基本的な対応等について理解するとともに、自らの支援が、意図せず虐待等につながる可能性があることを理解する。
支援提供の基本的理解	個別支援計画に基づく支援提供の重要性について学び、支援提供の基本を理解するとともに、自事業所の取組状況を知る。

**【障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）科目】**

対象者	本人支援を中心とした役割を担う者（従事してから1年～3年目程度を想定）
障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）科目	ねらい
1. 障害児支援にかかわる支援者としての講義	
オリエンテーション	障害児支援における研修の目的や意義を再確認する。また、障害児支援基礎・実践研修Ⅱ（仮称）の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、研修で学んだことを実践につなげるための効果的活用について知る。
権利擁護に基づく支援の実践	権利擁護に基づく支援の実践を行う重要性を理解するとともに、支援場面における権利擁護の実践につなげるため、具体的な事例等を踏まえて検討し、実践に活かす。
チームアプローチ	障害児支援において、チームによる支援を基本として捉えることができるよう、協働によるチームアプローチの重要性、職種や立場ごとに多様な専門性や役割があることを理解するとともに、自事業所の取組状況を知る。
自己の省察に基づく実践	自身の支援の実践についての振り返りと自己評価や他者との共有による気づきの促進を通して、支援の質の向上を図ることを学ぶ。
2. 本人支援に関する講義	
ライフステージを通じたこどもの発達の理解	こどもの一般的な成長・発達に加え、ライフステージごとの発達過程の概要や連続性を理解し、こどものいまと将来を見据えた長期的な視点でこどもの発達を捉えることができるようになる。また、ライフステージに応じたメンタルヘルス上の留意点を理解する。
障害理解に基づく支援の基礎	障害種別に対する基礎的な知識を理解し、それぞれの障害特性に応じた基本的な配慮事項や環境の工夫について学び、実践に活かすことができるようになる。
こどもの育ちを支える遊びの理解	こどもの発達において、「遊び」が果たす重要な役割を理解する。遊びは、心身の発達や社会性、想像力、コミュニケーションスキル等が育つ重要な要素であり、こどもにとっては、何かの成果や目的を達成するものではなく、遊びそのものが目的であることを理解するとともに、遊びのもつ発達支援的な要素についても学び、こどものウェルビーイングの実現に向けた支援につなげていく。
計画と評価に基づく支援の実践	こどもの発達段階や特性等を理解した上で、ひとりひとりのこどもに合わせた支援を提供するため、5領域を踏まえた基本的なアセスメントや総合的な支援の提供等について学び、PDCA サイクルによる計画と評価に基づく実践の重要性を理解する。

アタッチメント・パーマネンシー	アタッチメントは、こどもが自身や他者、社会への基本的な信頼感を得るために欠かせないものであることを知り、安心と挑戦の土台となる重要な概念であることを理解する。また、全てのこどもが安心して自分らしく育つためには、安定した関係性が継続的に保障されている環境で育つことが、パーマネンシーの保障という観点からも重要であることを理解する。
医療的ケアの基礎理解	医療的ケアにおける基本的な知識や医療等との連携の重要性について理解する。
3. 家族支援に関する講義	
家族支援の理念・意義	障害児支援における家族支援の理念や重要性を理解する。
家族の在り方の多様性の理解	家族を取り巻く現代社会の現状について理解し、多様な家族の在り方について理解する。また、家族のメンタルヘルス上の留意点について理解する。
家族の基本的理解	傾聴や共感を基本とした家族との関わり方や、家族を一つのシステムとして捉え、家族内の個々が独立しているのではなく、互いに影響を与え合いながら家族内の関係を築いていることを学び、家族全体を捉えた家族支援の重要性について理解する。
4. 地域支援・地域連携に関する講義	
地域支援・地域連携の理念・意義	障害児支援だけでなく、こども施策全体及びこどもの生活の連続性を意識しながら、インクルージョン推進を進めていくことの重要性や、こどもや家族を中心に据えた包括的な支援を提供するために重要な、地域支援・地域連携の理念・意義を理解するとともに、地域においてこどもやその家族がかかわる多様な関係機関を知る。
ソーシャルワークの視点をもった地域支援・地域連携	障害のあるこどもと家族等が、身近な地域で育ち暮らすことを支えるためには、事業所等による支援だけでなく、地域のネットワークを構築する等、ソーシャルワークの視点を持ち、地域づくりにも目を向けていくことの重要性を理解する。また、障害児支援だけでなく、こども分野における社会的課題や他施策の状況等にも目を向けることの重要性を理解する。
地域交流	他の事業所への見学、地域の他事業所と合同で研修を実施すること（児童発達支援センター等が主催する研修会を含む。）等、地域の実情に応じた取組を通じて、地域の中での学び合い等により、相互交流を深め、支え合える関係づくりにつなげていく。
5. 制度理解に関する講義	
こども施策及び障害児支援の基本理念	こども施策及び障害児支援の基本理念を再確認するとともに、こども家庭庁において策定され、閣議決定されている各指針等の内容も踏まえ、より具体的に基本理念について理解し、こどもが安定した人間関係や環境の中で自分らしく成長できるよう、理念の理解だけでなく、実践に反映させることの重要性を理解する。

障害のあるこどもにかかわる福祉・教育制度	こどもの生活の連続性を踏まえ、障害のあるこどもにかかわる福祉制度・教育制度を知り、制度の全体像を理解するとともに、法令遵守の視点をもつ。
障害児支援施策	障害児支援に係る各種ガイドラインの目的や内容等について学び、障害児支援全体における各事業の位置づけや意義を理解するとともに、従事する事業のガイドライン等に示される理念や支援内容等の基本的事項等について、日々の実践を振り返りながら理解を深める。
<b>6. 組織マネジメントに関する講義</b>	
障害児支援における安全管理	障害児支援における安全管理上の留意点や事故発生時の具体的な対応について理解するとともに、事業所における安全管理上の取組について振り返る。
虐待防止の実践	支援場面において虐待につながりやすい場面や虐待防止のための具体的な取組等について理解し、実践できるようにする。また、事業所内において、虐待につながるリスクがある兆候等を感じた際には、事業所として取り組んでいくことの重要性を理解する。
支援者自身の困りごとやストレスへの対処方法	支援者自身が、困難やストレスを感じる場面の適切な対処方法等を知り、実践する。また、支援者同士が互いの様子を気にかけて、気づきの共有を行う等、相互に支え合うことにより、支援者自身の心身の健康と効果的な支援提供につながることを理解する。

### 【障害児支援リーダー研修（仮称）科目】

<b>対象者</b>	事業所の中心的な役割を担う者（事業所においてリーダー職や管理職を担う者）	
<b>障害児支援リーダー研修（仮称）科目</b>	<b>ねらい</b>	<b>テーマ案</b>
<b>1. 障害児支援にかかわる支援者としての講義</b>		
障害児支援リーダー研修（仮称）の受講者に期待される役割	障害児支援における研修の目的や意義を再確認する。また、障害児支援リーダー研修（仮称）の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、事業所における中心的役割を担う上で持つべき視点を獲得する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリエンテーション</li> <li>・ 事業所における役割</li> <li>・ 事業所の中心的役割として持つべき視点</li> </ul>
こどもの権利擁護・意思の尊重	こどもの権利擁護・意思の尊重の重要性を再確認し、意思形成支援・意思表示支援・意見形成支援・意見表明支援・意見実現支援のプロセスを知ると	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 組織としてのこどもの権利擁護の概要</li> </ul>

	ともに、事業所において組織的な実践が行えるようにする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害児支援におけるこどもの意思の尊重・最善の利益の優先考慮の手引き</li> <li>・ 意思尊重に向けた支援プロセス</li> </ul>
障害児支援に求められるチームアプローチ・多職種連携	障害児支援におけるチームアプローチの重要性を再確認し、チームアプローチにおいて効果的なチームマネジメントの技術を学び、事業所内のチームアプローチ・多職種連携の効果的実践につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ チームアプローチの重要性の再確認</li> <li>・ チームマネジメントの技術</li> <li>・ 多職種連携における実践</li> </ul>
<b>2. 本人支援に関する講義</b>		
包括的なアセスメントを踏まえた支援	こども個々のニーズに応じた支援を、幅広く行うことができるよう、包括的なアセスメントにより、個々のこどもの発達段階や特性等に応じて、必要な合理的配慮や工夫等に基づく支援提供について、具体的な事例等も踏まえながら理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括的なアセスメントを踏まえた支援の実践</li> <li>・ 医療的ケアの実践</li> </ul>
効果的な事例検討	事業所内における事例検討の目的・意義を学び、効果的な実施方法や、事例検討による学びを支援に活かすための工夫を理解することで、事業所等において効果的な事例検討を行うことを目指す。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 効果的な事例検討の手法</li> <li>・ ファシリテーションの技術</li> <li>・ 事例検討の実践</li> </ul>
移行支援	こどもの育ちと個別のニーズを共に保障した上でインクルージョンの推進を進めていくため、保育所等他のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、またライフステージの変化による移行時の支援を多機関で連携して行うことの重要性について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インクルージョン推進に向けた移行支援</li> <li>・ 情報の共有や引継ぎ等、移行支援における具体的取組</li> </ul>
<b>3. 家族支援に関する講義</b>		
家族の理解	家族を一つのシステムとして捉える等、家族の基本的理解を再確認するとともに、障害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家族の理解</li> <li>・ きょうだい</li> </ul>

	<p>のあるこどもの家族（きょうだいを含む）の声を聴き、家族の想いを理解することで、実践に活かすことができるようにする。また、家族との関係づくりや協働が難しい場合の支援上の留意点について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 当事者（保護者・きょうだい）の声</li> <li>• 家族の背景を捉える</li> <li>• 家族としての機能と関係機関連携</li> </ul>
<p>家族支援の方法</p>	<p>家族の理解を踏まえた、家族支援の具体的な方法について学ぶ。また、ライフステージに応じてこどもとのかかわりが変化することを踏まえ、各ステージのかかわりの違いやそれによる支援の視点の違いを理解することで、ライフステージに応じた家族支援を実践する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族支援の方法</li> <li>• ライフステージに応じた家族支援</li> <li>• 社会資源を活用した子育て</li> </ul>
<p>こどもへの不適切な関わり方を未然に防ぐための家族支援</p>	<p>子育ての困難さや孤立感等、こどもへの不適切な関わり方につながるリスク要因になりやすい状況を知り、予防の観点での実践的な支援を理解するとともに、家族支援の実践につなげる。また、不適切な関わり方であると思われる状況を把握した際に、関係機関との連携も含めた対応方法について理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 児童虐待等の現状とその背景</li> <li>• 不適切な関わり方のリスク要因</li> <li>• 不適切な関わり方を未然に防ぐための支援</li> <li>• 不適切な関わり方であると思われる状況を把握した際の対応</li> </ul>
<p>家族支援におけるソーシャルワークの視点</p>	<p>障害のあるこどもや家族が持つさまざまな課題に対応するため、こども・家族が関わる多様な機関の役割や繋がりを理解するとともに、家族自身をエンパワメントしていく視点をもつ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 家族支援におけるソーシャルワークの視点</li> </ul>
<p>4. 地域支援・地域連携に関する講義</p>		
<p>関係機関の役割・機能の理解</p>	<p>地域における関係機関とその役割・機能について理解する。その上で、特に児童発達支援センターの中核機能や巡回支援・保育所等訪問支援事業等</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関の役割・機能</li> <li>• 児童発達支援センターの中核機能</li> </ul>

	を踏まえた地域支援により地域のインクルージョンを推進していくことの重要性及び各事業所による日々の連携により、他施設との協働で子どもや家族を包括的に支援する意義について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巡回支援・保育所等訪問支援事業の活用及び各事業所の日々の連携による他施設との協働</li> <li>・インクルージョンの推進</li> </ul>
家庭・教育・福祉との連携	家庭・教育・福祉との連携の重要性を理解し、ライフステージの移行期や学齢期を中心に、具体的な学校との連携の場面や実践事例について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域における家庭・教育・福祉との連携</li> <li>・インクルーシブ教育の現状</li> <li>・特別支援教育の現状</li> <li>・個別の教育支援計画</li> </ul>
5. 制度理解に関する講義		
こども施策関連法・制度の理解	日々の支援の根拠となるこども基本法、児童福祉法等の関連制度について理解し、事業所において法令遵守による支援提供が行われているか確認することができるようにする。また、こどもの生活の連続性を踏まえ、他のこども施策や特別支援教育など、他制度についても理解し、関係機関との連携等、支援の実践において活用する視点を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・こども基本法</li> <li>・児童福祉法</li> <li>・インクルージョンの推進</li> <li>・こども・子育て支援制度と障害児支援の関係性</li> <li>・教育制度</li> </ul>
障害福祉関連法・制度の理解	こどもの生活全般やライフステージの変化に応じた適切な支援を実施するため、サービスの提供プロセスや児童福祉法上のサービスのみならず、障害者総合支援法上のサービスを含めた関連制度を理解し、支援の実践において活用する視点をもつ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者総合支援法</li> <li>・サービス提供の流れ</li> </ul>
6. 組織マネジメントに関する講義		
事業所の支援の質の向上に向けたマネジメント	ガイドラインに基づく支援の質の向上に向けたPDCAサイクルの実践を通じて、事業所の強みや課題を分析し、主体的に支援の質の向上につなげることができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガイドラインに基づく支援の質の向上に向けた PDCA サイクルの実践</li> <li>・支援プログラム等、事業所の取組理解</li> </ul>

<p>事業所における事故防止・安全管理</p>	<p>事業所において、事故防止・安全管理の徹底を図るため、必要な事業所における取組（安全計画の策定、訓練等）について理解し、組織的に安全管理を行う体制づくりにつなげていくとともに、感染症や災害等の緊急時に備え、組織として備えるべき危機管理体制について理解し、地域や関係機関との連携も含めた BCP の作成及び危機管理体制の構築につなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所における事故防止・安全管理の取組</li> <li>• ヒヤリ・ハットの検証による再発防止</li> <li>• 事業所における危機管理体制の構築（BCP の策定等）</li> </ul>
<p>事業所における虐待防止</p>	<p>事業所における虐待を防止するための組織的な取組について学ぶとともに、不適切と感じる関わりを発見した際の事業所内の対応フローや不適切な関わりや被害にあったことへのケア、再発防止策について学び、事業所において虐待防止の徹底が図られる組織づくりにつなげていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所における虐待予防の組織的取組</li> <li>• 風通しの良い組織づくり</li> <li>• 不適切な関わりを発見した際の対応</li> <li>• 虐待や不適切な関わりが発生した際のこどものケア</li> <li>• 再発防止に向けた取組</li> </ul>
<p>事業所内での人材育成の意義と必要性</p>	<p>事業所内における人材育成の意義や支援者に求められるスキルや行動特性等を理解し、職員をサポートしたり、エンパワメントしたりしながら成長を支援することの重要性について学ぶ。また、職員の多様性を尊重しながらチームビルディングをすることの重要性を理解する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 障害児支援に従事する支援者に必要なスキル・行動特性</li> <li>• 職員のサポート</li> <li>• 職員のエンパワメント</li> <li>• チームビルディング</li> <li>• 心理的安全性の高い組織づくり</li> </ul>
<p>事業所内における人材育成・スーパーバイズの実践</p>	<p>国の研修だけでなく、事業所内研修等を通じて、障害児支援において育成すべき共通要素を踏まえた人材育成を計画的に行うとともに、効果的なスーパーバイズや職員の多様性を踏まえたチームビルディングについて実践的に学ぶ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 事業所内におけるスーパーバイズやチームビルディングの効果的実践のポイント</li> <li>• 事業内研修の企画・運営</li> </ul>

**【障害児支援コア人材研修（仮称）科目】**

対象者	地域の中心的な役割を担う者（地域においてスーパーバイズを担う者）	
障害児支援コア人材研修（仮称）科目	ねらい	テーマ案
1. 障害児支援にかかわる支援者としての講義		
障害児支援コア人材研修（仮称）の受講者に期待される役割	障害児支援における研修の目的や意義を再確認する。また、障害児支援コア人材研修（仮称）の目的や本研修を受講することで目指すべき人材像等について理解するとともに、地域において中心的役割を担う者として、地域全体での障害児支援の質の向上を推進する意識を持つ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オリエンテーション</li> <li>・ 地域の中核人材として期待される役割</li> </ul>
障害のあるこどもの権利擁護の理解・啓発	地域におけるインクルージョンの推進に向けては、障害のあるこどもの権利擁護について、障害児支援のみならず、地域社会や他のこども施策においても意識を高めていくことが重要であることを理解し、地域において理解・啓発を進めるための取組等について学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害のあるこどもの権利擁護の理解・啓発</li> </ul>
地域における包括的支援のためのチームビルディング	多機関・多職種連携により、地域においてこどもや家族を中心に据えて包括的な支援を実施できるよう、多機関・多職種連携による協働の意義を理解し、事業所内外のより広い範囲で、包括的な支援体制を構築するためのチームビルディングについて学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多機関・多職種連携によるチームアプローチ</li> <li>・ 地域において包括的な支援体制を構築するためのチームビルディング</li> </ul>
2. 本人支援に関する講義		
ケアニーズの高いこどもの支援	ケアニーズの高いこども（強度行動障害、社会的養護等）の支援の実践について学ぶとともに、多機関・多職種連携による支援の重要性について、事例等を通じて学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予防的支援も含めた強度行動障害のこどもに対する支援等</li> <li>・ 社会的養護が必要なこどもに対する支援</li> <li>・ 逆境体験、トラウマの影響</li> </ul>

3. 家族支援に関する講義		
特に配慮が必要な家庭	関係づくりや協働が難しい家庭や気づきの段階にある家族など、特に配慮を要する家庭の状況・困難さ、支援上の留意点等について学び、事業所内の家族支援の充実を図る視点だけでなく、事業所外を含めた多機関・多職種連携による支援の実践につなげる等、必要に応じた実践を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に配慮が必要な家族への家族支援</li> <li>こどもの障害の気づきの段階における家族支援</li> <li>多機関・多職種連携を視野に入れた他機関との切れ目ない家族支援</li> </ul>
4. 地域支援・地域連携に関する講義		
地域全体の支援体制や地域資源	地域支援・地域連携の意義を再確認するとともに、当該地域における支援体制や地域資源の最新情報を知る。また、多機関連携の意義や各機関の役割と其中で果たすべき地域支援体制づくりを担っていく役割を理解するとともに、地域の支援体制の整備状況やインクルージョン推進の状況を把握する。また、地域課題を把握し、改善に向けた取組を学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域支援・地域連携の意義</li> <li>地域の支援体制・地域資源の理解</li> <li>(自立支援)協議会</li> <li>要保護児童対策地域協議会</li> <li>多機関連携の意義・役割</li> <li>インクルージョンの推進</li> </ul>
多機関連携の実践	地域の他事業所・他機関とのネットワークを構築するとともに、多機関での事例検討を通して、事業所外を含めた連携の意義を実践的に学ぶ。	<ul style="list-style-type: none"> <li>多機関連携におけるマネジメントの活用</li> <li>事業所への訪問・巡回支援時の助言</li> <li>多機関での事例検討</li> </ul>
5. 制度理解に関する講義		
こども施策・障害児支援施策の最新動向	こども施策・障害児支援施策の最新動向を学び、制度改正の意義や政策動向について理解するとともに、自治体との協働により、施策の動向を踏まえた地域づくりにつなげる視点や、支援に活用する視点（例えば、家族からの相談に対して、障害児支援だけでなく、地域の様々な支援を踏ま	<ul style="list-style-type: none"> <li>こども施策や障害児支援施策の最新の動向、最新の制度</li> <li>施策の動向を踏まえた、自治体との協働による地域づくり</li> <li>各関連制度の活用</li> </ul>

	えた助言が行える等)をもつ。	
6. 組織マネジメントに関する講義		
支援の質の向上に向けた助言	地域やそれぞれの事業所の実情を踏まえ、他の事業所の強みや課題を分析するとともに、改善に向けた具体的な取組について提案することができるようになる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>他の事業所の理念等を尊重した上での、強みや課題の分析と、改善に向けた取組</li> </ul>
自治体と連携した危機管理体制の構築	災害発生等の非常時において、地域で障害のある子どもやその家族が、安全に避難することや必要な支援が受けられるよう、平常時より自治体、教育、保育、福祉、地域住民等が連携し、地域で非常時の対応や連携の在り方等について検討していくことの重要性を学び、自治体等と非常時を見据えた平常時からの連携強化につなげていく。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある子どもとその家族の災害時の課題</li> <li>個別避難計画</li> <li>非常時を見据えた自治体と関係機関による連携体制の構築</li> </ul>
7. スーパーバイズ・コンサルテーション・ファシリテーションの演習		
スーパーバイズ・コンサルテーションの概要	地域において他事業所を含めてスーパーバイズ・コンサルテーションを行う意義を知り、地域の中心的な役割を担う人材として担うべき役割を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害児支援の実践におけるスーパーバイズ・コンサルテーションの意義</li> <li>地域の中で担うべき役割</li> </ul>
スーパーバイズ・コンサルテーションの活用	スーパーバイズ・コンサルテーションの意義を理解したうえで、事業所内外や地域の他事業（一般施策の保育所や放課後児童クラブ等）の施設に対するスーパーバイズ・コンサルテーションについて事例を通じて実践的に学び、地域全体の支援の質の向上につなげる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパーバイズ・コンサルテーション・ファシリテーションの場面別の役割（他事業所/地域/他機関）</li> <li>事例を通じた実践</li> </ul>

## (2) 障害児支援基礎・実践研修（仮称）の効果的な実施について

- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）は、事業者の負担軽減の観点や学びの共通化を図る観点から、全ての科目において、動画の視聴により講義の実施が可能な体制の整備を進めていくことが必要である。
- この場合、現場の実態等から、隙間時間で受講できる仕組みや、複数回同じ内容を受講し、学び直しが可能となるコンテンツが求められていること等を踏まえ、動画コンテンツの作成に当たっては、一科目当たり、約15分～20分程度の講義動画としていくことを基本とする。一方、講義の内容によっては短時間では難しい場合も考えられるため、その場合には、約15分～20分程度の動画を複数組み合わせることで1つの講義とすること等も想定される。
- 一方、短時間の講義動画を視聴することのみで、実践力の向上につなげていくことは困難であると考えられる。そのため、学びの定着や実践につなげていく観点から、講義に加えて、講義の前後に「支援者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」、「事業所内の他の職員との学び合い」等の取組を行うことを基本とする。
- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）の実施時間数については、「講義前の取組」、「講義の受講」、「講義後の取組」の一連の流れを通じて、約60分～90分程度を目安にすることが適当である。これらを踏まえ、一科目60分での実施を想定すると、
  - ・ 障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）の実施時間数の目安 合計 約7時間程度
  - ・ 障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）の実施時間数の目安 合計 約22時間程度

を目安とすることが適当である。一方、本人支援を主に担っている支援者が受講する研修であることを踏まえると、本人支援に関する科目については、他の科目よりも長時間で設定することも考えられる。研修内容の検討に当たっては、目安となる合計の実施時間数を踏まえながら、各科目の実施時間を検討していくことが重要である。

- 一方、日々の日常業務等に加え、想定している実施時間数に基づき障害児支援基礎・実践研修（仮称）の実施を進めていくに当たっては、研修を実施する事業所や受講する支援者が安心感をもって本研修の実施を進めていくため、余裕をもった受講期間を設定することや、複数年かけて修了する運用を可能とすることが重要である。また、日々の日常業務がある中で、事業所において、円滑に本研修が実施できるよう、具体的な取組等を示していくことも必要である。
- これらを踏まえ、障害児支援基礎・実践研修（仮称）の受講期間については、以下の受講期間を基本とすることが適当である。

- ・ 障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）は、入職（障害児支援にはじめて従事する者）から最長半年程度まで
  - ・ 障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）は、障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）修了後から、最長3年目程度まで
- 特に、障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）（仮称）の受講期間については、障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）（仮称）の修了後から最長3年目程度が適当であると考えられるが、単年度で、全ての科目の受講を修了することを求めることは想定しておらず、例えば、毎月一科目ずつ研修の実施を進めていくと、約2年以内には全ての科目を修了することが可能であることを踏まえれば、最長約2年半程度の受講期間を設けることが適当である。
- また、障害児支援基礎・実践研修（仮称）の実施に当たっては、例えば、
- ・ 講義前の取組から、講義、講義後の取組の一連の流れを全て同日で実施する
  - ・ 各取組や講義の受講をそれぞれ別日に分けて実施する
  - ・ 児童発達支援センターや事業者団体等が受講対象者を集め、同日に複数の科目を実施する
  - ・ 障害児支援基礎・実践研修（Ⅰ）については、初任者向けの1日研修を実施する等、様々な実施方法を想定しているものであり、事業者や支援者の状況等により、柔軟な運用が可能である。
- これらの考え方について、事業所向けの手引きに具体的に示すことや、取組について事業者丁寧に周知をすることにより、研修を実施する事業所や受講する支援者が、安心感をもって本研修を実施することができるようにしていくことが重要である。

### （3）障害児支援基礎・実践研修（仮称）における地域交流の取組（地域での学び合い）について

- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）の実施に当たっては、標準カリキュラムに基づき事業所内において研修を実施することのみならず、地域での学び合いの取組等を進めていくことが必要である。事業者や地域の実情等が異なる中、これらの取組を、全国共通の取組として進めていくためには、障害児支援基礎・実践研修（Ⅱ）の科目として「地域交流」を位置づけ、「地域の事業所同士が合同研修の実施」や「他の事業所への見学」等の取組を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた取組を通じて、地域の中での学び合い等により交流を深める等の取組が、効果的に取り組まれるよう進めていくことが重要である。
- これらの取組については、地域において中核拠点となる児童発達支援センター等が中心となり実施される場合や、事業所同士が連携を図りながら実施される場合、既に地域において実施されている研修に参加する場合等、研修の実施方法も、地域の実情に応じて様々であると想定される。また、これらの取組において取扱う研修テーマについても、標準カリキュラムを活用して研修を実施する場合もあれば、独自に研修テーマを設定して実施する場合も想定される等、様々な運用が想定される場所である。これらを踏まえ、「地域交流」

の取組を進めるに当たっては、地域の実情等により柔軟に運用できる仕組みとすることが重要である。

- また、「他の事業所への見学」を進めるに当たっては、事業所選定の際のポイントや事業所見学後に取り組むべき事項等を整理し、より効果的な取組が進むようにしていくことが重要である。
- これらを踏まえ、地域の学び合いを効果的に進めていくためには、児童発達支援センターや地域の事業所だけの自助努力だけでなく、市町村が積極的に関わっていくことが重要である。地域の障害児支援体制整備の状況等も踏まえながら、官民協働による研修会の開催や、管内の事業所の研修の受講状況を把握する等、市町村においても、本研修の実施に関与しながら、地域の障害児支援の質の向上に積極的に取り組むことが期待される。
- これらの取組が現場において推進されるよう、今後作成予定の事業者向けの手引きや都道府県等向けの手引きに具体的な運用例等を示していくことが必要である。

#### (4) 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)の効果的な実施について

- 障害児支援リーダー研修(仮称)及び障害児支援コア人材研修(仮称)については、対面研修への参加が前提となるが、職員体制や日々の支援や業務状況等により、対面研修へ参加できる日数等が限られる場合も想定される。そのため、障害児支援リーダー研修(仮称)及び障害児支援コア人材研修(仮称)の講義については、全国共通の講義動画の視聴を基本とするとともに、事業所において動画の視聴により講義の実施が可能な体制の整備を進めていくことが必要である。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)及び障害児支援コア人材研修(仮称)の具体的な研修の進め方については、例えば、講義内容を踏まえた事前課題等を設定し、あらかじめ取り組んだ事前課題等も踏まえて、対面研修において、研修カテゴリー(「本人支援」、「家族支援」等)ごとに演習に取り組んでいくことが考えられる。これら、演習の具体的な進め方等については、それぞれの研修における講義内容等も踏まえつつ、地域の実情に応じた創意工夫の下で、地域性を反映した取組を進めていく観点から、都道府県等が主体的に検討していくことが重要である。
- また、両研修の演習については、会場に参集しての対面研修を基本とすることが考えられる。本研修を通じて、協働関係の地域づくりを進めていくことは、本研修における重要な意義であり、特に、障害児支援リーダー研修(仮称)及び障害児支援コア人材研修(仮称)を受講する支援者については、事業所や地域において中心的な役割を担うことが期待される者であることを踏まえると、演習の実施に当たっては、双方向で即時の対話的なコミュニケーションを行う中で学びを深めるといった対面研修に期待される効果だけでなく、演習

を通じて地域の支援者同士の関係づくりにつなげていくことが最も期待されるものである。

- これらを踏まえ、両研修の演習については、会場に参集しての対面研修を基本とすることが考えられるが、地域等によっては、会場に参集しての対面研修の実施に限ることにより、受講が困難になるケースが生じることが懸念される。そのため、対面研修を基本としつつ、オンラインによる実施で代替をすることも考えられる。その場合にあっては、オンライン会議ツールにおけるブレイクアウトルーム機能を活用することや、参加者の取組が双方向で即時に共有できるツールを活用する等により、対面研修と同等の効果を担保していくことが重要であるとともに、円滑なオンライン実施が可能なサポート体制等を整備していくことが重要である。
- 一方、オンラインによる実施のみでは、地域の支援者同士の関係づくりにつなげていくことは困難であるという意見が多数であった。そのため、オンラインにより実施する場合であっても、オンライン実施のみではなく、1日以上は対面研修を実施することや、やむを得ず対面研修の機会を設けることが難しい場合には、演習の実施とは異なる機会に、事前の顔合わせや情報交換等、ネットワークの構築を目的とした機会を設ける等、地域の支援者同士の関係づくりに資する取組を実施していくことが必要である。
- 障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）の実施時間数については、一科目当たりの講義時間数を約 45 分～90 分程度、演習時間数は約 60 分～120 分程度を目安とすることが適当である。
- また、障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）における対面研修の実施に当たっては、開催日の間隔を一定期間空け、間の期間に研修で学んだ内容について、現場で実践し、その成果を次の対面研修において共有・振り返りを行う等の形式を進めていくことを基本とする。
- これらを踏まえ、障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）の実施時間については、一科目当たりの講義時間数を約 60 分、各カテゴリーの演習（例えば、「本人支援」、「家族支援」等の標準カリキュラムに基づく講義内容等を踏まえ、各カテゴリーでのテーマ設定の下、演習を行う想定）の時間数を約 90 分～120 分と想定すると、
  - ・ 障害児支援リーダー研修（仮称）の実施時間数の目安
    - 講義（動画）：約 19 時間程度
    - 演習時間（対面研修 1 回目）：約 9 時間～12 時間程度（2 日間研修を想定）
    - 演習時間（対面研修 2 回目）：約 9 時間～12 時間程度（2 日間研修を想定）
    - 合計 約 37 時間～43 時間程度

- ・ 障害児支援コア人材研修（仮称）の実施時間数の目安  
 講義（動画）：約 12 時間程度  
 演習時間（対面研修 1 回目）：約 10 時間～14 時間程度（2 日間研修を想定）  
 演習時間（対面研修 2 回目）：約 10 時間～14 時間程度（2 日間研修を想定）  
合計 約 32 時間～40 時間程度

を目安とすることが適当である。

- 標準カリキュラムに基づき障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）を効果的に進めていくには、知識の習得のみならず、実際の場면을想定して体験をするような機会を設けることも効果的であるという意見があった。対面研修で実施する演習については、講義の内容等も踏まえながら、ロールプレイ形式で実際の場면을想定して体験する機会等を設けていくことも考えられる。
- また、障害児支援リーダー研修（仮称）の家族支援に関する講義「家族の理解」においては、こどもの家族である当事者（保護者・きょうだい）の声を聴く取組も想定されており、取組の実施に当たっては、当事者の声を直接聴く機会をつくることの重要性について意見があった。対面研修による演習の実施に当たっては、当事者の声を直接聴く機会を設けることも含め、当事者の声を聴くことにより、家族の想いを理解するという講義のねらいが十分に担保される方法を検討していくことが重要である。

## 5. 研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）については、主に本人支援を中心に学んでいくことが想定される。この段階の研修を受講する支援者が、研修での学びを支援の質の向上につなげていくためには、座学で知識を学ぶだけでなく、OJT 等を組み合わせ、事業所の日々の実践の繰り返しの中で、具体的な支援方法等を身につけていくことが必要である。また、この段階は、障害児支援に従事する支援者として基礎となる段階であり、速やかに必要な研修を受講することが重要であるため、事業者が実施主体として研修の実施を進めることが必要である。
- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）については、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づくテキスト教材等を活用しながら、事業者団体等が受講者を募り実施することや、地域において児童発達支援センター、他の事業所との合同研修を実施すること等、柔軟な運用を可能としていくことが必要である。国においては、本格実施に向けて、これらの取組が促進されるような実施の在り方について検討をしていくことが重要である。
- 障害児支援リーダー研修（仮称）を受講する支援者については、事業所において中心的な役割を担うことが期待される支援者であることから、より地域の関係機関との連携等、地

域とのつながりを意識していくことが重要である。そのため、地域の中での学び合いが必要であると考えられることから、都道府県・指定都市（以下「都道府県等」という。）が実施主体として、研修の実施を進めることが必要である。

- 障害児支援コア人材研修（仮称）を受講する支援者については、地域の中心的な役割を担う存在として、地域の支援体制においてもコアになる人材となることが期待される。また、そのため、より地域の中での学び合いが必要であると考えられることから、都道府県等が実施主体として、研修の実施を進めることが必要である。
- 障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）については、事業所や地域において中心的な役割を担うことが期待される支援者が受講することや、両研修を受講することで期待される人材像を踏まえると、それぞれの地域の実情に応じた創意工夫の下で、地域性を反映させ、地域に根差した研修をしていくことが重要である。
- 一方、障害児支援コア人材研修（仮称）を受講する者の人数等については、受講者が少人数になる地域もあると思われる。そのため、障害児支援コア人材研修（仮称）の実施に当たっては、実施主体である都道府県等が、管内の状況等を踏まえながら、必要に応じて複数の都道府県等の協働により合同で開催する等、柔軟な運用を認めていくことが必要である。
- その上で、合同開催等を行う場合であっても、都道府県等が実施主体として、可能な限り地域性を踏まえた実施方法を検討していくことが重要である。例えば、演習については同一県の参加者を中心にグループ分けをして実施する等、合同開催を行うことにより、著しく地域性が失われた研修にならないように留意していくことが重要である。
- また、複数の都道府県等による合同開催に当たっては、公平性の観点から持ち回りでの開催や、合同開催の対象となる都道府県内の受講希望者に対して適切に情報共有を行う等、関係する各都道府県が主体的に緊密な連携を図っていくことが必要である。
- 障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）の実施に当たっては、都道府県等が実施主体として主体的に取り組を進めていくことが重要である。研修実施における事業の全部又は一部を、適切に研修を実施できると認める機関等に委託すること、又は要件を満たした研修事業者を都道府県等が「指定」することにより、指定を受けた研修事業者が実施主体として研修の実施を進めていくことが適当である。
- 一方、新たに創設される研修であるため、特に本格実施当初は、国と自治体が連携し、丁寧に課題や改善点等の把握を行いながら進めていくことが必要であり、安定的な実施が図られるまでには、一定の期間が必要である。そのため、本格実施当初は、都道府県等を実施主体（委託も含む。）として研修を進め、研修の実施状況等を踏まえて、「指定」を導入するという段階的な運用により、研修の実施を進めていくことが必要である。いずれの場合で

あっても、都道府県等は、委託先又は指定先となる機関との連携を密にし、積極的に関与していくことが重要である。

- その上で、委託及び指定の運用に当たっては、研修の質の確保のため、講師に求める要件を明確化する等、必要な要件等を定めていくことが必要である。その際、自治体間により、指定の要件が異ならないよう、国として基準となる要件を定めていくことが必要である。
- また、都道府県等においては、委託先等となる機関が実施する研修内容や使用する教材等を把握するとともに、研修終了後には、実施機関の実施状況の把握や評価等を行っていくことも重要である。
- また、国においては、各都道府県の研修の実施状況を公表する等、透明性を確保していくための仕組みを検討していくことが必要である。

## 6. 研修の具体的な運用に向けた方向性等について

### (1) 研修の本格実施に向けて

- 国においては、令和9年度以降の本格実施を見据えて、引き続き必要な検討や準備等を進めていくことが必要である。本格実施に当たっては、「障害児支援基礎・実践研修（仮称）」、「障害児支援リーダー研修（仮称）」、「障害児支援コア人材研修（仮称）」全ての研修を同時に本格実施をするのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当である。
- また、国においては、あらかじめ研修実施に向けて必要な事項等について、都道府県等へ伝達をする機会を設ける等、本格実施に向けて丁寧に準備を進めていくことが必要である。

### (2) 研修の受講の取扱いについて

- 障害児支援においては、保育士、児童指導員、理学療法士等の多様な職種が配置され、それぞれの有する専門性を踏まえた支援提供がなされている状況である。また、実務経験についても、近接領域も含めて現場経験をほぼ有しない者が障害児支援に従事する場合、前職で障害児支援の近接領域（保育や障害福祉サービス等）での現場経験を有している者が障害児支援に従事する場合、現場経験をほぼ有しない者が管理職として配置される場合等、その状況は様々である。これらの状況等も踏まえ、研修の受講の取扱いについて整理をした。
- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）を、事業所においてより効果的に実施するに当たっては、研修での学びを実践につなげるための取組をあわせて進めていくことが重要であり、振り返りやOJT等を効果的に実施していくことが期待される。そのためには、受講する者以外の支援者も研修の内容等を十分に理解していることが重要である。また、物事の考え方は時代とともに変化をすることから、学び直しや知識・情報を更新していくことも重要

である。これらを踏まえると、職種や実務経験等を問わず、全ての支援者が障害児支援基礎・実践研修（仮称）を受講することを基本とすることが適当である。その上で、支援者それぞれの役割等に応じて、段階的に各研修の受講を進めていくことを基本としていくことが適当である。

- 一方、既に他のこども施策や障害児支援分野等において実施されている研修も多くあることから、既存の研修の受講等により、本研修の受講を一部免除することについても議論を進めてきたが、既存の研修は、標準カリキュラム等は定められているものの、研修内容については、研修講師や実施する研修機関等により異なるため、既存の研修と本研修の間の関連性や相互互換性の整理、また、必要な知識等が十分習得されているかどうか判断することは困難である。
- また、障害児支援においては、各法人、各関係団体、各自治体等で様々な研修が実施されているが、全国共通の枠組みとして体系化されてきていないのが課題である中、本研修の創設により、障害のあるこどもの人権、歴史、支援者としての倫理観、こどもの発達や特性理解、家族支援等、障害児支援における共通の理念や価値、知識と技術を学び合いながら、こどもやその家族一人ひとりの想いや背景に寄り添った質の高い支援を、全国どの地域でも提供することを実現していくための土台を体系的に築くことが、本研修の意義であることから、本格実施当初は、全ての研修において一部免除は導入しないことが適当である。
- 一方、本研修の実施については、国において、実施状況等を把握するとともに、効果検証をしながら進めていくことが重要である。また、本検討会では、既存の研修が、本研修の研修内容を踏まえて見直される等、進展していく可能性が指摘された。本研修が、全国で安定的に実施されていることを前提としつつ、現場における研修の実施状況や実情、既存の研修の実施状況の進展等により、既存の研修との関連性や相互互換性の整理を踏まえた上で、受講の一部免除の取扱い等、研修の受講の在り方について改めて検討することが必要である。

### (3) 研修の修了評価について

- 研修修了の評価に当たっては、受講者自身の研修への満足度という視点での評価だけではなく、受講者自身の理解度を評価基準としていくことが重要である。特に、都道府県等で実施する障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）における修了の評価に当たっては、修了の可否を判定するような試験的な要素は含まず、受講者の知識及び技能の習得状況等の確認を目的としていくことが適当である。
- その上で、受講者の知識及び技能の習得状況等の確認を行うためには、研修受講後の支援者自身の振り返り、理解度を確認するためのテストやチェックリスト等を活用することが手段として考えられる。修了評価の目的については全ての研修において共通であると考えられるが、各研修において受講者の知識及び技能の習得状況等の確認をするための適切な

確認手段や評価項目等や、受講者が実施した振り返りシート、確認テストやチェックリスト等の活用方法等については、各研修の運用の方向性等も踏まえながら、検討していくことが必要である。

- また、本研修が全国共通の枠組みによる研修体系であることを踏まえれば、一度受講を修了した研修については、例えば、支援者が都道府県を越えた転居等により、従事する事業所が変わることがあっても、再度受講することは不要とする運用としていくことが必要である。そのためには、受講を修了したことを証明する仕組みや、情報を登録する仕組み等を整備していくことが重要である。

#### (4) 研修の質の確保を図るための実施体制について

- 全国共通の枠組みとして本研修を進めていくためには、事業者や都道府県等ごとに、研修の質に極力差異が生じないように方策を講じていくことが重要であり、本研修の質の確保及び安定的かつ継続的な実施を進めていくためには、研修の質の確保を図るための実施体制を構築していくことが必要である。
- 国においては、都道府県等で実施される障害児支援リーダー研修（仮称）や障害児支援コア人材研修（仮称）の企画・運営等（研修において講師を担う者等を含む。）において中心かつ指導的な立場となる人材の育成を進めていくこと、また、人材育成を計画的に進めるための協議の場等の設置を進めていくことが必要である。これらの場を活用しながら、都道府県等における課題等の把握、必要に応じた見直しや都道府県等へのフィードバックを行う等、都道府県等と連携を図りながら、研修の質の確保等につながる取組を進めていくことが必要である。その際、国においては、計画的な見直しを進める観点から、どの程度の周期で見直しをするのか等について、あらかじめ定めていくことも重要である。
- 都道府県等においては、地域の実情に応じた創意工夫の下で、障害児支援リーダー研修（仮称）や障害児支援コア人材研修（仮称）の演習についての企画・運営等、より効果的に研修を実施するために必要な検討や計画的な人材育成等を進めていくため、学識経験者、大学等の高等教育機関、事業者団体・職員、当事者団体、当事者、委託又は指定先となる機関等が参画し、研修の企画・運営、管内の研修の課題等を集約するための協議の場等の設置を進めていくことが重要である（例えば、研修委員会の設置や自立支援協議会に人材育成に関する専門部会を設置する等が想定される）。
- 特に、委託先又は指定先となる機関等が、都道府県等において設置する協議の場等に参画をすることにより、参画する関係者・団体等と、委託先等となる機関と一緒に研修の実施方針等を検討していくことで、実施機関に関わらず、共通理解の下で地域性を踏まえた研修の実施が行われることが期待される。

- また、都道府県等が、管内の各事業所の研修の実施状況について責任をもって把握できるよう、事業所が研修の実施状況等を都道府県等に報告する仕組みを設けることも必要である。都道府県等においては、事業所の実施状況や研修受講後の評価等に基づき、協議の場等を活用しながら、管内の研修の課題や改善点を集約し、研修修了後の評価を行う等、効果検証をしながら研修を進めていくことが重要である。
- 国や都道府県等において協議の場等を設置する際には、こども・若者、子育て当事者等が参画することや、当事者の声を聴く機会を設けることにより、当事者の声を反映する形で、研修の充実が図られていくことが重要である。
- 本研修の本格実施後も、これらの取組を進めながら、全国共通の枠組みとして研修の質の確保や充実を図っていくため、国においては、全国共通の評価ツールを作成する等、評価の標準化をしていく必要がある。その際には、満足度による評価だけではなく、受講者自身の理解度という視点で評価基準の整理をしていくことが重要である。
- 研修の運用を効率的に進めていくためには、ICTの活用等も重要であり、効率化を図っていくことも重要である。

#### (5) 実施主体が効果的に研修を進めるためのツールの作成等に関する事項について

- 研修の実施主体を担うことになる事業者や都道府県等において、本研修を効果的に進めるためには、事業所間等において実施状況等の差が極力大きくならないよう、学びの共通化を図っていくことが重要である。そのため、国においては、標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツの作成、研修における具体的な取組等を示した事業者向けの手引きや都道府県等向けの手引きの作成を進めていくことが必要である。
- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）において、グループワークや事例検討等を効果的に実施していくためには、事業所等の実情により、創意工夫を図りながら取組を進めていくことも重要である。一方、全国共通の枠組みとして、一定程度共通の取組を担保することも必要であり、国は、これらの取組の基本的な実施方法等を動画で視聴できるような仕組みを整備していくことが必要である。
- 実施主体となる「事業者」及び「都道府県等」が、安心して本研修の実施を進めていくとともに、研修を効果的かつ円滑に進めていくためには、国は事業者向けの手引きや都道府県等向けの手引きの作成を進めていくことが必要である。
- また、支援者自身が学びの履歴を残していけるような仕組みや振り返りシート等の活用も想定がされている中、これらの取組の具体的運用方法等について、支援者の利便性等も踏まえながら、支援者向けに必要な情報を整理していくことも必要である。

- 障害児支援基礎・実践研修（仮称）を実施する事業者向けの手引きについては、研修の目的や意義、研修の実施における基本的事項・留意事項等に加え、以下の観点で記載内容を整理していくことが必要である。

（事業者向けの手引きにおける記載内容の主な観点）

- ・ 事業所において、障害児支援基礎・実践研修（仮称）を円滑に実施するための具体的取組等を示していくことが必要である。
- ・ 事業所において、障害児支援基礎・実践研修（仮称）による学びを、日々の実践につなげていくために期待される取組である「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」、「事業所内の他の職員との学び合い」、「地域の中での研修の実施」等について、各取組のポイント等を記載していくことが必要である。
- ・ これらの取組については、取り組む内容により効果も変わってくるものと考えられることから、研修を受講する側の視点と、フィードバックをする管理職等側の視点、それぞれの視点で効果的に進めるためのポイント等について記載していくことが必要である。
- ・ また、これらの取組のポイントに記載する際には、支援者自身が経験を振り返り、学びに変えるためのサイクルの基本的な構造を示していくことも重要である。これらの基本的な構造を示した上で、各取組の具体的方法やポイント等を示すことで、実施主体となる事業者の理解も深まり、研修を効果的に進められることが期待される。
- ・ 障害児支援基礎・実践研修（仮称）の実施に当たっては、事業所内での研修実施だけでなく、地域の中での学び合いも重要であり、本研修を地域の中でどのように活用するのか等について、想定される具体的な取組等について記載していくことが必要である。
- ・ 児童発達支援センターが、地域の人材育成に積極的に関与することが期待されるため、その重要性と期待される取組について記載していくことが必要である。
- ・ 人材育成を効果的に進めるに当たっては、研修の学びだけでなく、支援者のケアやフォローの取組を進めていくことも重要である。多様な人材が従事することを念頭に、全ての支援者に対するケアやフォローの体制の重要性と具体的な取組等について記載していくことが必要である。

- 障害児支援リーダー研修（仮称）及び障害児支援コア人材研修（仮称）を実施する都道府県等向けの手引きについては、研修の目的や意義、研修の実施における基本的事項・留意事項等に加え、以下の観点で記載内容を整理していくことが必要である。

（都道府県等向けの手引きにおける記載内容の主な観点）

- ・ 地域の実情に応じた創意工夫の下で、各都道府県等の研修の充実や人材育成を進めていくためには、都道府県等が主体的に取り組んでもらうことが重要であることから、都道府県等に期待される役割等について記載していくことが必要である。
- ・ 都道府県等が、委託又は指定により研修の実施を進めていく場合、委託先又は指定先となる機関との連携を密にし、積極的に関与していくことが重要であることから、都道府県等と委託先等となる機関との期待される連携等について記載していくことが必要である。

- ・ 市町村においても、地域の障害児支援体制整備の状況等も踏まえながら、積極的に本研修の実施に関与することが期待されるものであり、その役割等について記載していくことが必要である。

#### (6) 研修の受講及び実施への動機づけとなる取組等に関する事項について

- 研修効果を高め、より効果的に支援の質の向上につなげていくためには、研修の実施に対する主体性を高めることが重要であり、研修の受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要である。
- 支援者自身の主体性を高め、効果的に研修を進めていくためには、支援者自身が学んできたことや自身の成長の過程について、いつでも振り返ることができるということも重要である。そのため、本研修の受講状況等について、障害児支援基礎・実践研修（仮称）の段階より、自分自身や上司等との振り返りの内容等も含め、学びの履歴を残していけるような仕組みについて検討していくことが必要である。
- 支援者自身の主体性を高めるため、障害児支援基礎・実践研修（仮称）については、標準カリキュラムに基づく研修の進め方について、支援者が自ら（又は上司や先輩職員等と相談をしながら）受講の順番等を考えることを可能とするような運用としていくことが必要である。
- 事業者においても、主体的に研修の実施を進めていくことが重要である。事業者の主体性を高めるためには、事業者側にも本研修の受講がインセンティブとなるような仕組みを検討していくことが必要である。
- これらを踏まえ、支援者や事業者が本研修に取り組んだ成果について見える化をしていくことが重要である。本研修に取り組んだ成果の見える化を進めていく観点から、各研修の修了者の人数等を、事業所（情報公表制度の活用を含む。）や都道府県等において公表するような仕組みや、各研修の修了者や研修を実施する事業所の取組の成果をPR、広報するための仕組み（例えば、ロゴマークの創設等）について検討していくことも考えられる。
- なお、本研修に取り組んだ成果の公表やPR、広報するような仕組みについては、利用者等の事業所選択に資する情報につながっていくことも期待されることから、利用者がこれらの情報にアクセスしやすい形で情報発信をしていくことが重要である。
- その他、報酬上のインセンティブという点においても意見があった。本研修を支援者自身のキャリア形成につなげていくことができるという意見があった一方で、研修修了を要件にして報酬上の評価を行うことにより、研修修了者だけを集めようとする事業所が生じる懸念がある等の意見もあったことから、報酬上のインセンティブをつけることについては、慎重な検討が必要である。

- 様々なインセンティブの在り方が本検討会において議論されてきたが、本研修創設の意義に立ち返り、本研修を通じて得る学び自体が、支援者にとってインセンティブとなるとともに、一人でも多くの支援者が、自ら受講したい、参加したいと思える研修としていくことが最も重要なことであり、そのことを前提にインセンティブの在り方について検討していくことが必要である。

### (7) 研修の発展的な運用等に向けた事項について

- 本研修は、障害児支援に従事する支援者を念頭においた研修体系ではあるが、障害児支援基礎・実践研修（仮称）の標準カリキュラムに基づくテキスト教材や動画コンテンツ等については、他のこども施策等でも活用が可能であるとも考えられる。そのため、本格実施に向けて、他のこども施策等での活用方法等を整理し、都道府県等向けの手引き等において活用方法等を示すとともに、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要である。
- 周知をする際には、一過性の周知ではなく、こども施策に従事する全ての支援者等が、本研修の情報にアクセスしやすい形で情報発信をすることが重要である。

## 7. 本検討におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している（又は利用した経験のある）こども・若者、子育て当事者の意見を、支援者の基本姿勢をはじめとする本検討会の検討事項に反映させるため、「こども・若者ヒアリング」、「子育て当事者ヒアリング」をオンラインにより実施した。こども・若者ヒアリングには 14 名、子育て当事者ヒアリングには 15 名にご参加をいただき、各ヒアリングの結果を本検討会において報告した。
- こどもたちの発言から見えてきたのは、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間の存在が重要だということである。そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台としてあることにより、こどもは自らの課題等に向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちを育てていくことがわかった。
- また、他にもこどもたちの発言からは、こどもの発達や特性の理解を含む専門的な知識・経験を踏まえ、こどもが困っているときに、そのこどもの視点からサポートできる力や、みんなで楽しめる遊び、体験を通じた活動、行事（イベント）を考える力も支援者にとって大切な力であることもわかった。また、遊びを通じて、こども同士がつながり合い、互いに関係を築いていくことを支え、丁寧に見守っていくことも支援者の重要な役割の一つである。一方、これらの専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものであり、支援者が一方的に課題や活動に取り組むよう促すのではなく、日常的にこどもとの対話を重ね、こどもの気持ちに寄り添いながら、一人ひとりを大切な存在として支えていく姿勢が大切である。

- 子育て当事者の方々の発言から見てきたのは、支援において、こどもの安全が最も重要であるということである。その上で、専門性も大切である一方で、それ以上に子どもや家族に寄り添い、共感しようとする姿勢や人間性が信頼の基盤になるということがわかった。その時点で専門性の乏しい新任の支援者であっても、子どもを理解しようとする誠実な姿勢があれば信頼の基盤になり、逆に専門性が高い支援者であっても、一方的で威圧的な関わりには不安を感じるということがわかった。
- また、子育て当事者の方々の発言からは、子どもを一人の大切な存在として尊重し、子どもを理解し、一人ひとりの特性等に合わせた、安心できる支援が求められていた。その上で、家族の想いや背景等も理解するとともに、丁寧に情報を共有しながら、子ども、家族とともに支援を進めてほしいという思いは共通しており、支援者等と協力しながら、多くの理解者ととともに子育てを進めたいという想いも見られた。
- これらの意見は、いずれも現在の障害児支援において利用している（又は利用した経験のある）当事者の立場からいただいた重要なご意見である。そのため、今後の施策の検討やより良い支援提供に向けた貴重な参考意見として、本報告書の参考資料に各ヒアリング結果をまとめているとともに、これらの結果を踏まえ、支援者としての大切な基本姿勢について、子ども・若者、子育て当事者の目線でまとめている。障害児支援に携わる全ての事業者・支援者、自治体等の関係者の皆さまにおかれては、ぜひ参考にさせていただきたい。

## 8. おわりに

- 本検討会では、「障害児通所支援に関する検討会」報告書における提言や「こども未来戦略」で示された方向性等を踏まえ、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な方向性や研修の標準カリキュラム等について議論を行った。これらの議論と本報告書で示された方向性等を踏まえつつ、本研修創設の意義を十分に理解した上で、令和9年度以降の本格実施を見据え、
  - ・ 国においては、事業所の規模や人員体制に関わらず、事業所による研修の実施や、支援者が研修の受講がしやすい環境を整えていくことが重要であり、現場の実情を踏まえながら、事業所や支援者が安心して研修に取り組める体制の整備や本研修の実施を推進していくための方策について、できる限り円滑に研修が開始されるよう、必要な検討及び準備等を進めていくことが必要である。
  - ・ 都道府県及び指定都市においては、主体的かつ計画的に研修の実施体制の整備を進めていくことが重要である。また、積極的に管内の状況等を把握し、地域ニーズ等も踏まえた地域の実情に応じた創意工夫の下で、地域に根差した研修づくりに努めるとともに、国や市町村等とも連携を図りながら、研修の実施を推進していくことが重要である。
  - ・ 市町村においては、障害児支援を所管する担当部局が主体的かつ積極的に、地域の児童発達支援センターや事業所、また、地域において障害のある子どもやその家族を支援する

関係機関等と連携を図りながら、地域における学び合いを促進するためのネットワークづくりを進める等、本研修の実施に積極的に関与することが重要である。また、地域の障害児支援体制の整備の方向性を踏まえれば、管内において障害児支援コア人材研修（仮称）受講する者の状況把握に努めることも重要である。

- ・ 障害児支援を提供する事業者においては、障害児支援基礎・実践研修（仮称）を主体的かつ計画的に実施していくとともに、他の事業所等とも連携を図りながら地域での学び合いを進めていくことが重要である。また、その他の研修の受講についても、各研修の趣旨を踏まえつつ、従業員の意向やそれぞれの役割等を鑑み、積極的に受講を進めていくことが重要である。

- また、障害児支援人材の育成のみならず、障害児支援に携わる人材を確保していくことも重要な課題であることが指摘された。そのためには、大学や専門学校等の教育機関とも連携を図りながら、障害児（者）に対する理解啓発、障害児支援の仕事における魅力発信、障害児支援分野への就職を選択する動機づけになるような取組等を進めていくことが重要であるという意見があった。国においては、これらの観点も踏まえながら、今後、障害児支援における人材育成と人材確保を両輪で考えていくことが望まれる。
- 本研修は、障害児支援に従事する全ての支援者が、障害児支援における共通の理念や価値、知識と技術を学び合う土台となるものであるが、本研修を受講することのみをもって支援者としての学びが完結するものではない。こどもたちや家族との日々の関わりの中で、何が必要なのかを常に考え、自己研鑽を積み重ねていくことが重要であり、本研修をきっかけに、事業所や地域等において、自己研鑽の学び合いがさらに活性化し、地域全体の障害児支援の質の向上につながっていくこと、また、その輪が障害児支援のみならず、地域のこどもに関わる全ての関係者に広がることにより、インクルージョン推進が促進されていくことを期待する。
- さらに、障害児支援は、社会モデルを基盤として、いわゆる人権モデルと言われる考え方に基づき、全てのこどもが、存在そのものに尊厳と固有の価値をもつ、かけがえのない存在として尊重され、その権利が守られる「こどもまんなか」の支援を提供していくことが必要である。また、家族支援においても、こどもや家族に寄り添い、想いや気持ちを温かく受け止め、尊重しながら、社会全体で子育てに関わるという視点をもって、こどもや家族を支えていくことが重要であることから、障害のある全てのこどもたちの幸せを願い、本研修が「こどもまんなか」の支援の在り方等を、改めて考え、学び合い、深め合う機会になること、また、本研修を通じて、支援者一人ひとりがやりがいを感じながら実践を積み重ねていくことにより、結果としてこどもや家族が身近な地域で安心して育ち・暮らすことができる地域づくり、そして、共生社会の実現につながっていくことを願っている。

## 障害児支援における人材育成に関する検討会 開催要綱

### 1. 趣旨

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のあるこどもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、主に障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善した。

一方で、適切な運営や支援の質の確保が課題とされ、これまで障害児通所支援及び障害児入所支援において、質の確保と向上等を図るための基本的事項を示した児童発達支援ガイドラインや障害児入所施設運営指針等の策定してきたほか、「障害児入所支援の在り方に関する検討会」(平成 31 年)や「障害児通所支援の在り方に関する検討会」(令和3年)等、複数の検討会等が開催され、支援の方向性等について議論が重ねられてきた。

こうした中、令和5年3月に取りまとめられた「障害児通所支援に関する検討会」の報告書において、「障害児支援にあたる人材の育成を充実させることが急務である。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、こどもの権利、発達支援、家族支援、地域支援、虐待防止等の内容についての基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築(略)が必要である。」と指摘され、国として、障害児支援における人材育成の体系構築に向けた検討が急務となっている。

今般、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な検討を行うため、「障害児支援における人材育成に関する検討会」を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 障害児支援における人材育成の体系化に関する事項について
- (2) その他

### 3. 構成等

- (1) 本検討会は、こども家庭庁支援局長が別紙の構成員の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会に座長及び座長代理を置く。座長は構成員の互選により選出し、座長代理は構成員の中から座長が指名する。
- (3) 座長は、研修体系の構築に向けた運用及び実務の詳細等の具体的検討を行うに当たり、必要と認めるときは、実務者作業チームを開催することができる。
- (4) 座長は、必要に応じて、構成員以外の関係者等の出席を求めることができる。
- (5) その他、本検討会の運営に関して必要な事項は、座長がこども家庭庁支援局長と協議の上、定める。

### 4. その他

- (1) 本検討会の庶務は、こども家庭庁支援局障害児支援課が行う。
- (2) 本検討会の議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

## 障害児支援における人材育成に関する検討会 構成員名簿

(令和7年4月1日現在)

構成員名		所属等
1	東 秀憲	社会福祉法人麦の子会
◎	2 有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	3 稲田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	4 内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	5 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	6 小野田 由夏	東京都手をつなぐ親の会・教育部会
	7 上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	8 北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	9 光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	10 小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	11 蔦森 武夫	仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
	12 中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	13 樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会 政策委員
	14 松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	15 宮下 聡	佐賀県健康福祉部療育支援センター 所長
	16 吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	17 吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
○	18 米山 明	全国療育相談センター 顧問

(敬称略、五十音順、◎は座長、○は座長代理)

## 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム 開催要綱

### 1. 趣旨

平成 24 年の児童福祉法改正において、障害のある子どもが身近な地域で適切な支援を受けられるよう、従来の障害種別に分かれていた施設体系が一元化され、主に障害児通所支援については、事業所数、利用者数が飛躍的に増加し、都市部を中心に身近な地域で障害児支援を受けられる環境が大きく改善した。

一方で、適切な運営や支援の質の確保が課題とされ、これまで障害児通所支援及び障害児入所支援において、質の確保と向上等を図るための基本的事項を示した児童発達支援ガイドラインや障害児入所施設運営指針等を策定してきたほか、「障害児入所支援の在り方に関する検討会」(平成 31 年)や「障害児通所支援の在り方に関する検討会」(令和3年)等、複数の検討会等を開催し、支援の方向性等について議論が重ねられてきた。

こうした中、令和5年3月に取りまとめられた「障害児通所支援に関する検討会」の報告書において、「障害児支援にあたる人材の育成を充実させることが急務である。障害児支援と子育て支援両方の観点からの専門性を身につけるために、子どもの権利、発達支援、家族支援、地域支援、虐待防止等の内容についての基礎、中堅、専門といった段階的な研修体系の構築(略)が必要である。」と指摘され、国として、障害児支援における人材育成の体系構築に向けた検討が急務となっており、今般、全国どの地域でも質の高い障害児支援の提供が図られるよう、全国共通の枠組みとして、障害児支援における研修体系の構築に向けた具体的な検討を行うため、「障害児支援における人材育成に関する検討会」(以下、「検討会」)を開催したところ。

検討会における主な検討事項等を踏まえ、障害児支援における研修体系の構築に向けた運用及び実務の詳細等について具体的な検討を行うため、検討会に参画する学識経験者及び障害児支援事業者団体により構成する「研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム」(以下「本作業チーム」という。)を開催する。

### 2. 検討事項

- (ア) 障害児支援における研修体系の構築等に向けた運用及び実務の詳細等に関する事項について
- (イ) その他

### 3. 構成等

- (ア) 本作業チームは、こども家庭庁支援局長が、検討会に参画する学識経験者及び障害児支援事業者団体の構成員の参集を求めて開催する。
- (イ) 構成員は、別紙のとおりとする。
- (ウ) 本作業チームには、座長及び座長代理を置く。
- (エ) 座長及び座長代理は、こども家庭庁支援局長があらかじめ指名するものとする。
- (オ) 座長は、必要に応じ意見を聴取するため、参考人の招聘することができるものとする。
- (カ) その他、本作業チームの運営に関し、必要な事項は座長がこども家庭庁支援局長と協議の上、定める。

### 4. その他

- (ア) 本作業チームの庶務は、こども家庭庁支援局障害児支援課が行う。
- (イ) 本作業チームの議事、資料及び議事録は原則として公開とする。内容により非公開にする必要があると座長が認めた場合には、非公開である旨及びその理由を明示するとともに、座長が認める範囲において議事要旨を公開する。

## 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム 構成員名簿

(令和7年4月1日)

	構成員名	所属等
◎	1 有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	2 稲田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	3 内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	4 尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	5 上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	6 北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	7 光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	8 小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	9 中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	10 松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	11 吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	12 吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
○	13 米山 明	全国療育相談センター 顧問

(◎座長、○座長代理、敬称略、五十音順)

## 障害児支援における人材育成に関する検討会等の検討の経過

### 【主な検討事項】

- 研修の在り方について
- 研修の実施主体について
- 研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について
- 研修の具体的運用に向けた方向性等について

### 【これまでの開催状況】

（検討会及び実務者作業チーム）

#### 第1回 障害児支援における人材育成に関する検討会

開催日時：令和6年12月25日（水）10：00～12：00

- （1）検討会の検討体制について
- （2）主な検討事項について
- （3）今後の検討の進め方等について
- （4）その他

#### 第1回 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム

開催日時：令和7年1月29日（水）10：00～12：00

- （1）研修の在り方について
- （2）研修の実施主体について
- （3）その他

#### 第2回 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム

開催日時：令和7年3月10日（月）10：00～12：00

- （1）研修の在り方について
- （2）研修の実施主体について
- （3）その他

#### 第3回 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム

開催日時：令和7年4月14日（月）17：00～19：00

- （1）研修の標準カリキュラム（案）及び効果的な実施手法について
- （2）研修の具体的運用に向けた方向性等について
- （3）その他

第2回 障害児支援における人材育成に関する検討会

開催日時：令和7年5月26日（月）13：00～15：30

- (1) ヒアリング報告
- (2) 中間整理（案）
- (3) その他

第4回 研修カリキュラム等の検討に関する実務者作業チーム

開催日時：令和7年6月16日（月）17：00～19：00

- (1) 議論を深めるべき検討事項
- (2) その他

第3回 障害児支援における人材育成に関する検討会

開催日時：令和7年7月8日（火）17：00～19：00

- (1) 報告書（素案）
- (2) その他

第4回 障害児支援における人材育成に関する検討会

開催日時：令和7年7月28日（月）17：00～19：00

- (1) 報告書（案）
- (2) その他

(ヒアリング)

こども・若者ヒアリング

開催日時：令和7年4月27日（日）2名参加  
4月30日（水）5名参加  
5月1日（木）3名参加  
5月7日（水）3名参加  
5月8日（木）1名参加

計 14名

子育て当事者ヒアリング

開催日時：令和7年4月30日（水）11名参加  
5月7日（水）3名参加  
5月8日（木）1名参加

計 15名

障害児支援関係団体ヒアリング

書面ヒアリングにて実施 計8団体よりヒアリング資料提出あり  
(提出団体) ※五十音順

- ・一般社団法人 医療的ケア児等コーディネーター支援協会

- ・ 一般社団法人 全国重症心身障害日中活動支援協議会
- ・ 一般社団法人 全国重症児者デイサービス・ネットワーク
- ・ 一般社団法人 全国放課後連
- ・ 一般社団法人 全日本自閉症支援者協会
- ・ 全国発達支援通園事業連絡協議会
- ・ 全国盲ろう難聴児施設協議会
- ・ 発達障害者支援センター全国連絡協議会

以上



# わかもの かいさい こども・若者ヒアリングをこのように開催しました

じっし ほうほう  
実施した方法

オンライン

さんか にんずう  
ヒアリングに参加してくれた人数

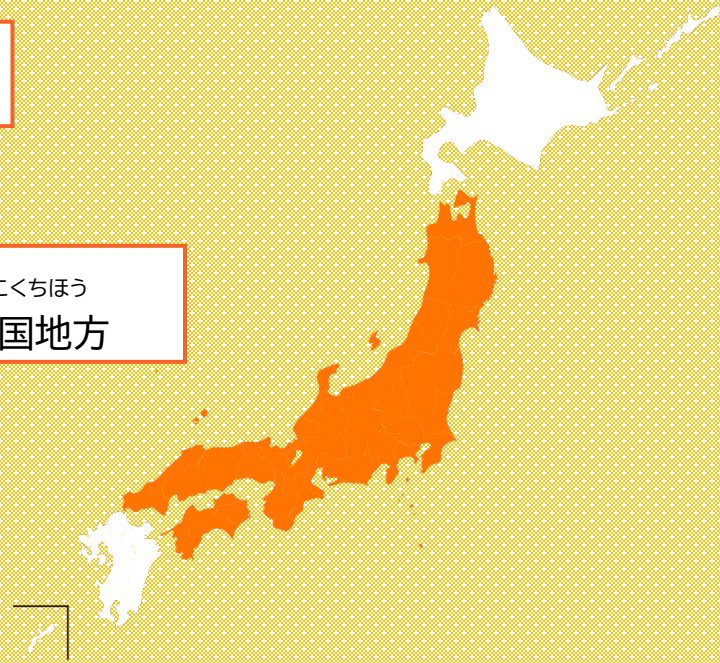
めい  
14名

さんか す ちいき  
参加したみなさんが住んでいる地域

とうほくちほう かんとうちほう ちゅうぶちほう ほくりくちほう かんさいちほう ちゅうごくちほう しこくちほう  
東北地方、関東地方、中部地方、北陸地方、関西地方、中国地方、四国地方

さんか りよう りよう じぎょう  
参加したみなさんが利用している・利用したことのある事業

じどうはったつしえん ほうかごとう しょうがいじにゆうしょせつ  
児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児入所施設

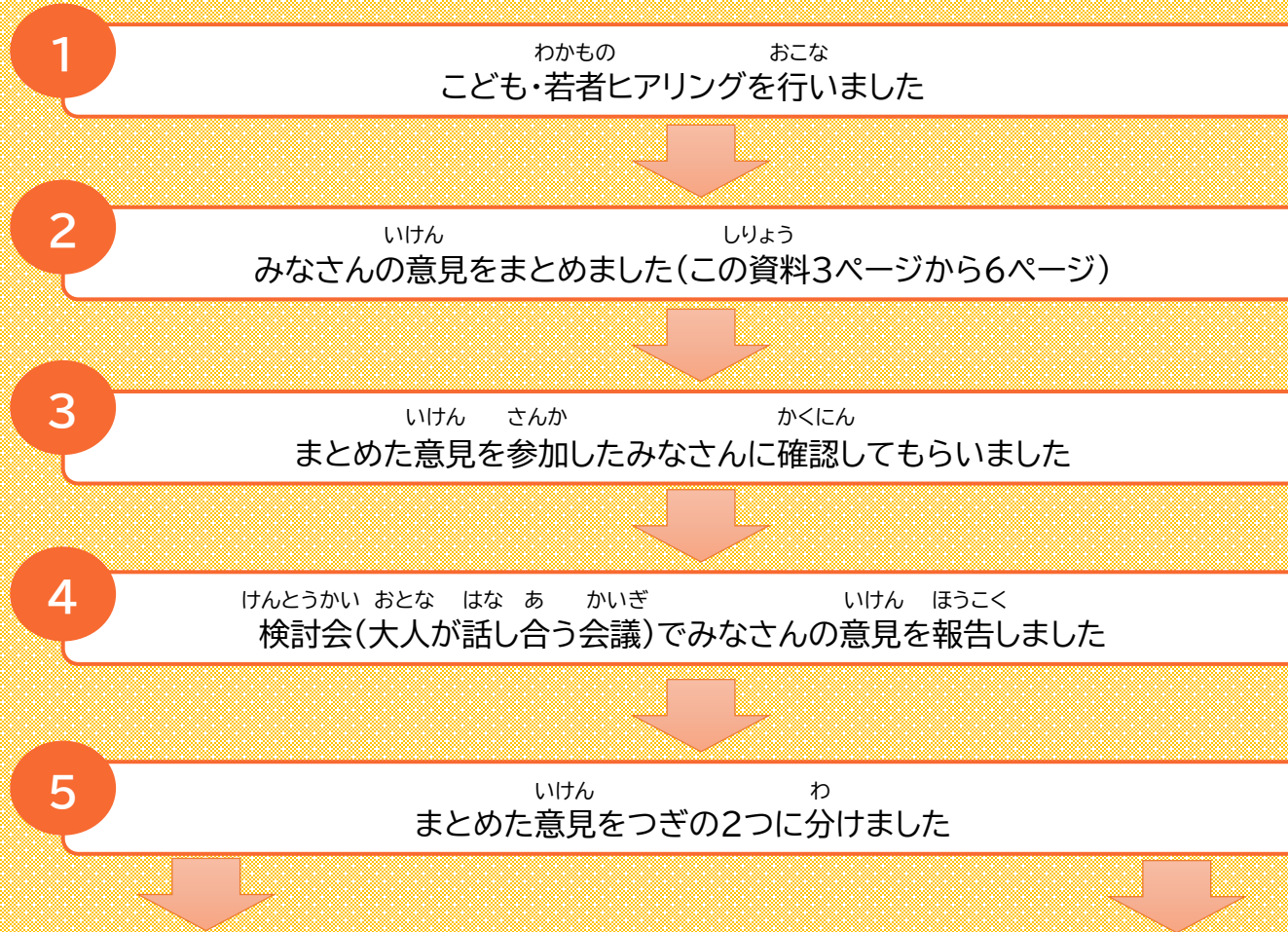


ちいき さんか  
オレンジにぬられている地域のこどもたちが参加してくれました

にっぺい  
日程

がつ にち にち 4月16日・17日	がつ にち 4月27日	がつ にち 4月30日	がつ にち 5月1日	がつ にち 5月7日	がつ にち 5月8日
かおあ 顔合わせ	1グループ	2グループ	3グループ	4グループ	5グループ
めいさんか 13名参加	めいさんか 2名参加	めいさんか 5名参加	めいさんか 3名参加	めいさんか 3名参加	めいさんか 1名参加

# みなさんの意見をこのように反映しました



しょくいん たいせつ はんえい いけん しりょう  
職員が大切にすべきことに反映する意見(この資料8ページ)

いけん しょくいん あんしん しょくいん しんらい  
みなさんの意見から、どんな職員なら安心できるか、どんな職員なら信頼でき  
るか、職員が大切にすべきことをまとめるためのポイントを整理しました。

ほか いけん  
その他の意見

ほか いけん たいせつ いけん おとな はな あ けつか ほうこくしょ  
他の意見も大切な意見なので、大人が話し合った結果をまとめる報告書に、  
みなさんの意見をまとめた資料をつけました。

## ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ①

だれ なに たの うれ  
誰と何をすることが楽しかった・嬉しかった？おとな かいぎ ほうこく ないよう  
※ 大人の会議で報告した内容

- じぎょうしょ じぶん きょうみ  
・ 事業所で自分の興味のあることができること。
- じぎょうしょ たんとう せんせい はなし す たの  
・ 事業所の担当の先生と話をしたり過ごしたりすることが楽しかった。
- じぎょうしょ しよくいん ふく いっしょ あそ たの  
・ 事業所のみんな(子どもたちと職員を含めて)と一緒に遊んだことが楽しかった。
- じぎょうしょ ふだん かつどう こと さんか  
・ 事業所のみんなと普段の活動とは異なるイベントに参加したこと。
- じぎょうしょ いっしょ さんか  
・ 事業所のみんなや、そのきょうだいと一緒にイベントに参加したこと。
- おな にかて も つど かい さんか たの  
・ 同じ苦手さを持っている子どもたちが集う会にオンラインで参加したことが楽しかった。

たの うれ  
どこで、どんなことをして楽しかった・嬉しかった？

- じぎょうしょ きょうみ とりく  
・ 事業所で興味のあることに取り組むこと。
- じぎょうしょ あそ たの  
・ 事業所のみんなと遊ぶことが楽しかった。
- よ りよう へや かつどう へや いごち す  
・ 良く利用している部屋やグループ活動をしている部屋が居心地がよくて好き。
- じぎょうしょ ていきてき き がいぶ こうし かつどう たの  
・ 事業所に定期的に来てくれる外部の講師との活動が楽しい。
- じぎょうしょ たんとう せんせい いっしょ きぼう ばしょ がいしゅつ たの  
・ 事業所の担当の先生と一緒に希望の場所に外出して楽しめる。

## ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ②

じぎゅうしょ りよう せいちよう え たっせい

おとな かいぎ ほうこく ないよう  
※ 大人の会議で報告した内容

## (事業所を)利用したことで成長したこと・得られたこと・達成したことは？

- はつおん  
・ 発音、ことば、コミュニケーションがうまくなったこと。
- ひと にか かか きかい ふ きんちよう  
・ 人と関わる機会が増えたことで緊張せずに、コミュニケーションできるようになった。
- せいかつ たと きおん ふくそう ちょうせい もじ か さい ひつあつ ちょうせい み  
・ 生活スキル(例えば、気温による服装の調節、文字を書く際の筆圧の調節)が身についた。
- す やくわり たと とした みまも ゆうどう ぶつびん せいり  
・ みんなで過ごすための役割(例えば、年下のこどもの見守り、誘導、物品の整理)をこなせるようになった。
- にがていしき たと め て きょうおう びさいうんどう かんかくあそ  
・ 苦手意識があったこと(例えば、目と手の協応、微細運動、感覚遊び)ができるようになった。
- にちじょうせいかつ でき たと こうきょうこうつうしゅだん りよう こうきょう ば もち か もの ふえ  
・ 日常生活で出来ること(例えば、公共交通手段の利用、公共の場でコミュニケーションツールを用いた買い物)が増えている。
- にがて にかがて もの つ あんしん ばしょ ひと あそ あそび、せんたくし、ひろ  
・ これまで苦手だった物を使って、安心できる場所や人と遊ぶことができるようになり、遊びの選択肢が広がった。
- にちじょうせいかつ ふ か じぶんじしん つよ よてい きおく し  
・ 日常生活を振り返ることで、自分自身の強み(予定を記憶する)について知れたこと。

## ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ③

しょくいん うれ ことば しょくいん うれ  
 職員にかけられて嬉しかった言葉、職員にしてもらって嬉しかったことは？

おとな かいぎ ほうこく ないよう  
 ※ 大人の会議で報告した内容

- じぶん きょうみかんしん かつどう おし うれ  
 ・ 自分の興味関心のある活動を教えてくれることが嬉しかった。
- てつだ たと しょっき せんたくものしわ がんば つか ほ  
 ・ お手伝い(例えば、食器のふきあげ、タオルたたみ、洗濯物仕分け)を頑張っているね、ありがとう、お疲れさまと褒められたこと。
- べんきょう がんば い がんば おうえん  
 ・ 勉強しているときに頑張ったねと言われたり、頑張れと応援してくれたこと。
- あいさつ とりく せいこう い ほ  
 ・ 挨拶する、取組んでいることに成功したときなど、すごいと言われて褒められたこと。
- がっこう なや そうだん じぶん いけん さんちよう  
 ・ 学校での悩みごととか相談したときに自分の意見を尊重してくれたこと。
- がっこう とも みかた い  
 ・ 学校の友だちとトラブルがあったときに、「味方だよ」と言われたこと。
- じぎょうしょ じぶん しゅだん べんきょう おぼ  
 ・ 事業所のスタッフのみんなが自分とコミュニケーションをする手段を勉強して、覚えてくれたこと。

しんらい ひと  
 信頼できる人はいますか？

- こま てつだ じぎょうしょ たんとうしゃ しんらい  
 ・ 困っているときに手伝ってもらえる事業所の担当者が信頼できる。
- じぎょうしょ じぶん い きょうかん こべつ そうだん せんせい しんらい  
 ・ 事業所では、自分の言っていることに共感してくれたり、個別に相談できる先生が信頼できる。
- じぎょうしょ しんらい ひと しんらい ひと しんらい ひと やさ ひと しんらい ひと おこ おう  
 ・ 事業所に信頼できる人も信頼できない人もいる。信頼できる人は優しい人、信頼できない人は怒っているときに応じてくれない。
- じぶん ひと しんらい  
 ・ 自分とコミュニケーションできる人が信頼できる。

## ヒアリングでのみなさんの主な意見をまとめたもの ④

じぎょうしょ あんしん

いばしょ

## 事業所は安心できる居場所になっていますか？

おとな かいぎ ほうこく ないよう  
※ 大人の会議で報告した内容

- じぎょうしょ せんせい がっこう できごと はなし き  
・ 事業所の先生が学校の出来事などの話を聴いてくれる。
- じぎょうしょ おとな とも じぶん こま たす  
・ 事業所では、コミュニケーションできる大人や友だちがいて、自分が困っていたら助けてくれる。
- じぶん けいけん おし  
・ 自分が経験したことがないことでわからないことを教えてもらえる。
- ほうかご よか じかん かつどう ていあん  
・ 放課後は、余暇の時間なので、やりたいこと、活動を提案してくれている。
- じぎょうしょ たいちょう おう さんか やす かつどう さんか  
・ 事業所は、体調に応じて参加したり、休んだりしながら活動に参加することができる。
- じぎょうしょ しず かんきょう じぶん じぶん いこう かつどう せんたく さんか  
・ 事業所は、静かな環境で、自分のペースで、自分の意向で活動を選択して参加することができる。
- じぶん す ばしょ ととの  
・ 自分の好きなこと(ゲームやオンラインコンテンツ)ができる場所が整っている。

おとな かか なか ながて かん

## 大人との関わりの中で苦手だと感じたことは？

- い いや そんちょう あんしん  
・ 「ダメ」と言われるのが嫌であり、やりたいことを尊重してくれるところが安心できる。
- たんとう せんせい くちぐせ ながて  
・ 担当の先生の口癖が苦手です。
- がんば みと せんせい おこ  
・ 頑張ったことを認められず、先生に怒られること。
- じぶん はな ながて き  
・ 自分のことを話すのが苦手なのに、いろいろ聞かれてしまうこと。

# みなさんの意見を大人の会議で報告しました

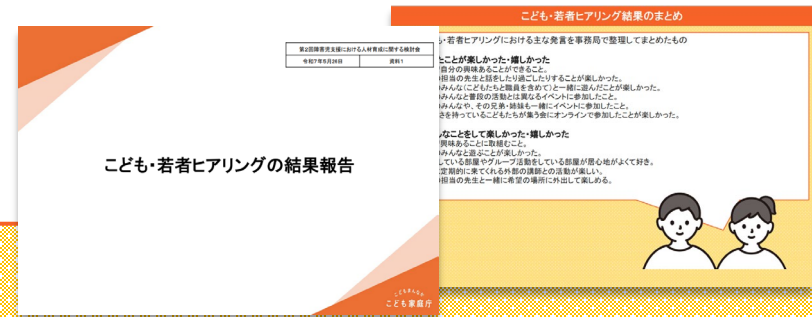
いけん おとな かいぎ ほうこく

わかもの お  
**こども・若者ヒアリングが終わったあとは・・・**

いけん しりょう れいわ ねん がつ にち かいさい しょうがいじえん じんざいいくせい かん けんとうかい  
 みなさんの意見をまとめた資料をつくり、令和7年5月26日に開催された「障害児支援における人材育成に関する検討会」

おとな かいぎ いけん ほうこく  
 (大人の会議)でみなさんの意見を報告しました。

ほうこくしりょう  
 ※報告資料はこちら  [資料1 こども・若者ヒアリングの結果報告](#)



## いいん 委員からの主なコメント

こんかい こえ みぢか おとな りかい ひつよう かわ りかい  
 今回のこどもたちの声から、身近な大人の理解が必要であり、会話をしながら理解  
 つづける こうていき しせい たいせつ おし  
 し続ける肯定的なまなざしや姿勢が大切であると、こどもたちから教えてもらった。



しょくいん あいだ きが はなし かんけいせい ひつよう どだい  
 職員とこどもとの間に、気兼ねなく話ができるという関係性が必要であり、土台に  
 なっていることがわかった。



当日の資料など

しょくいん たいせつ

かんが

# 職員が大切にすべきことを考えるためのポイント

おも いけん なか

しょくいん あんしん

しょくいん しんらい

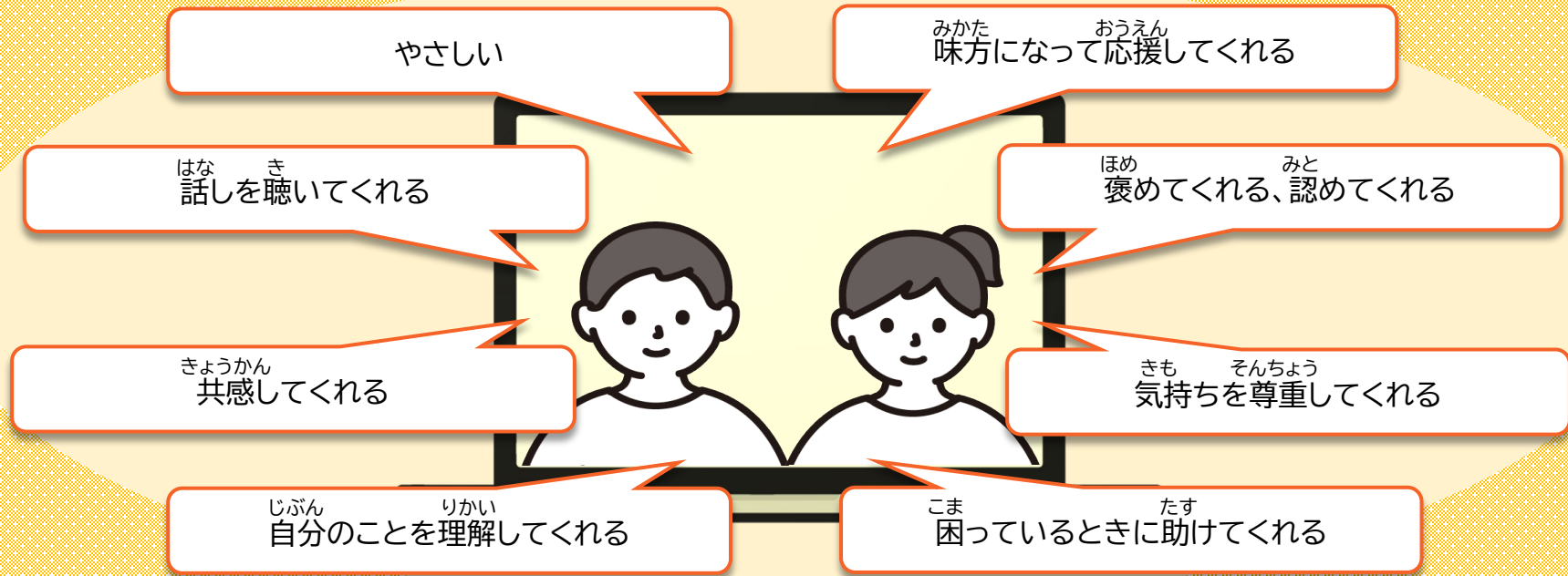
しょくいん たいせつ

みなさんの主な意見の中から、「どんな職員なら安心できるか」、「どんな職員なら信頼できるか」、「職員として大切に

してん しょくいん たいせつ

かんがえ

ほしいこと」という視点で、職員が大切にすべきことを考えるためにポイントとなるキーワードをまとめてみました



いけん かんが しょくいん たいせつ

## みなさんの意見から考えた「職員が大切にすべきこと」

よ

そ

きも

ねが

きょうかん

りかい

ささ

みと

はげ

あゆ

こどもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。

しょくいん たいせつ

ぜんこく すべ

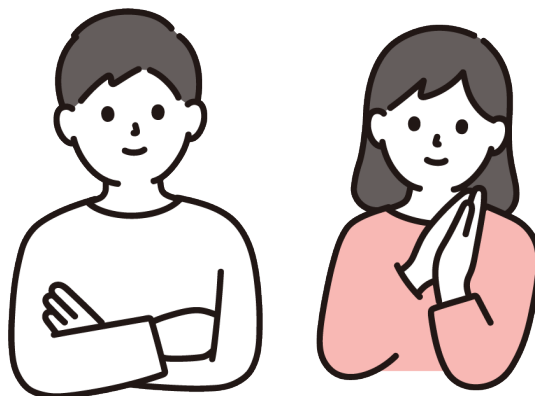
しょくいん たい

けんしゅう

つた

これから、職員が大切にすべきこととして、全国<sup>5</sup>の全ての職員に対して、研修などで伝えていきます

# 子育て当事者ヒアリング フィードバック資料



令和 7 年 8 月 29 日

# 子育て当事者ヒアリング実施概要

## 実施方法

オンライン

## 参加者数

15名

## 参加者の在住地域

関東地方、関西地方、中国地方、四国地方、九州地方

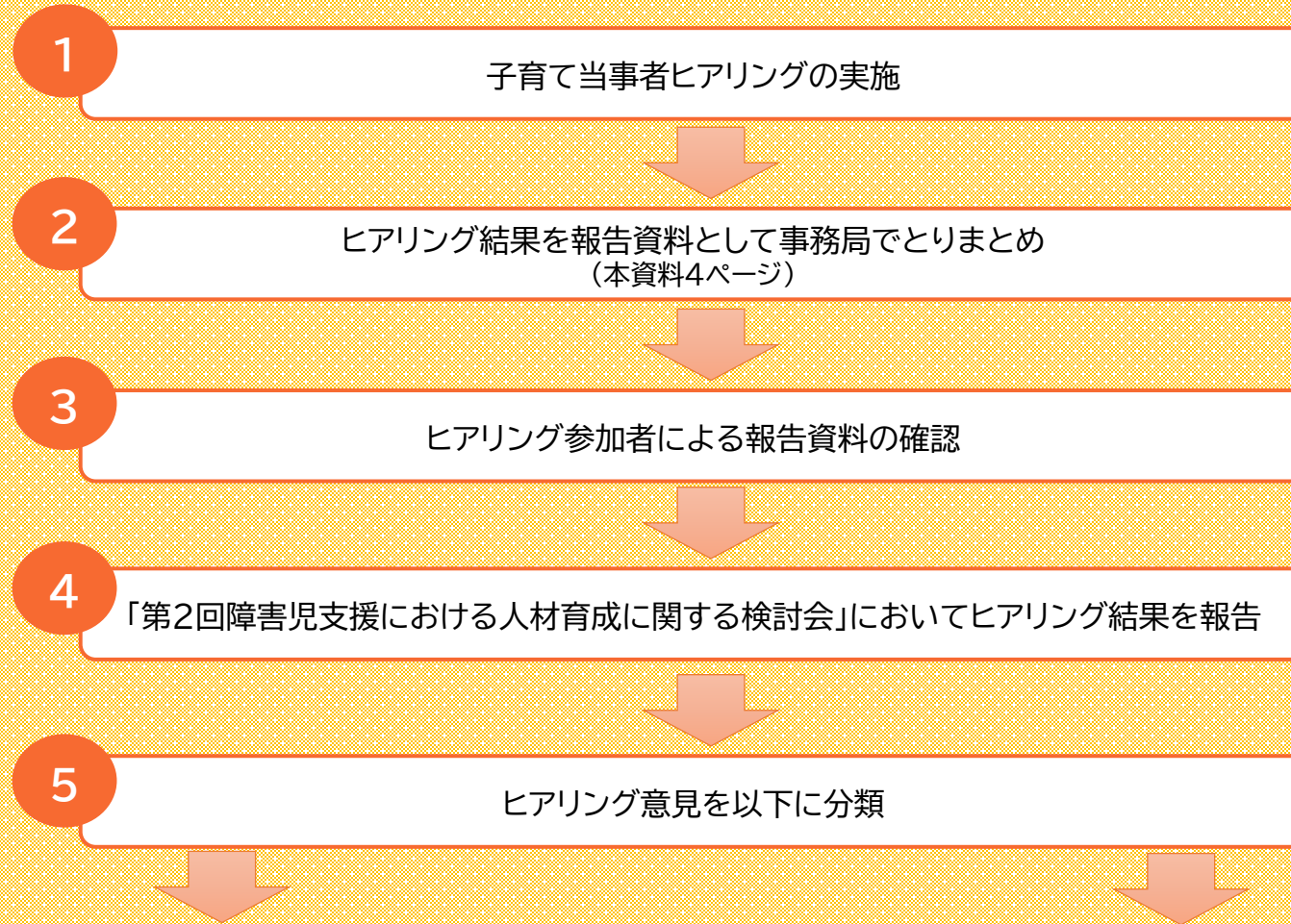
## こどもの年代

小学生(6名)、中学生(4名)、高校生(4名)、社会人(1名)

## 日 程

3月31日～4月14日	4月30日	5月7日	5月8日
事前説明(個別)	1グループ	2グループ	3グループ
15名参加	11名参加	3名参加	1名参加

# 意見反映までの流れ



## 支援者として大切な基本姿勢へ反映する意見 (本資料6ページ)

皆さまのご意見から、支援者としての大切な基本姿勢を検討する上で、重要であると思われるポイントを抽出・整理し、「障害のあることとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」に反映をしました。

## その他の意見

その他のご意見については、ヒアリング結果をまとめた報告資料として、「障害児支援における人材育成に関する検討会」報告書に参考資料として添付し、公表することになりました。

# 子育て当事者ヒアリングの結果報告

# 子育て当事者ヒアリング結果のまとめ

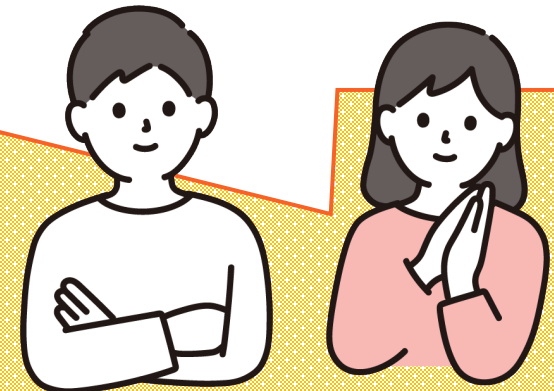
以下、子育て当事者ヒアリングにおける主な発言を事務局で整理してまとめたもの

## 事業所や職員に持っていてほしい姿勢

- ・ 大前提として、安心・安全がきちんと保証されていることが重要。
- ・ 専門知識だけでなく、親と同じ目線でこどもの成長を真剣に考え、寄り添う。
- ・ 誠意を持って対応し、こどもと親の意見を尊重する。
- ・ 障害があってもリスペクトし、こどもの小さな変化を逃さず、親と共有する姿勢。
- ・ 親の話に注意深く聞き、共感し、共に解決策を考えてくれる。
- ・ 職員の意見や知識を押し付けるのではなく、親の意見に耳を傾ける姿勢。
- ・ 専門職同士が連携し、互いの専門性を理解する。
- ・ 親の子育ての背景や思いを理解し、寄り添う。

## 事業所や職員に対して望むこと

- ・ こどもの行動を頭ごなしに注意せず、「なぜその行動をするのか」「どう支援したらよいか」を考えてほしい。
- ・ こども本人の特性を把握し、決めつけや先入観を持たず、ひとりひとりに合わせた支援をしてほしい。
- ・ 職員自身の持つ専門知識だけでなく、常に学ぶ姿勢と情報共有する姿勢を持ってほしい。
- ・ 「その子をどう育てていきたいか」という親の意向を尊重してほしい。
- ・ 親の気持ちを汲み取ることや確認することで、過度に手を出しすぎず、こどもの成長をサポートしてほしい。
- ・ 威圧的な態度ではないこと。
- ・ こどもの経験を奪うような対応はしないでほしい。
- ・ 表出の手段が限定的なこどもを尊重しない言動はしないでほしい。

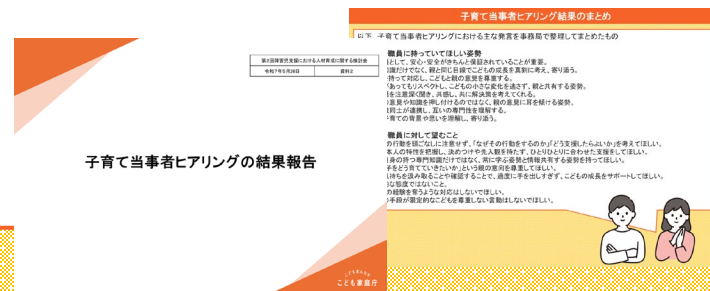


# 第2回障害児支援における人材育成に関する検討会において報告

子育て当事者ヒアリング終了後・・・

令和7年5月26日に開催された「障害児支援における人材育成に関する検討会」において、皆さまのご意見を報告いたしました。

※報告資料はこちら  [資料2 子育て当事者ヒアリング結果報告](#)



## 委員からの主なコメント

こどもの特性によって求めるものは異なるが、「寄り添う姿勢」や「話を聞く姿勢」等は、共通したニーズであることがわかった。

こどもの安全・安心が第一に求められる。その上でこどもをこどもとして見てくれることや保護者と共通の認識を持って支援をすることが重要なのではないかな。

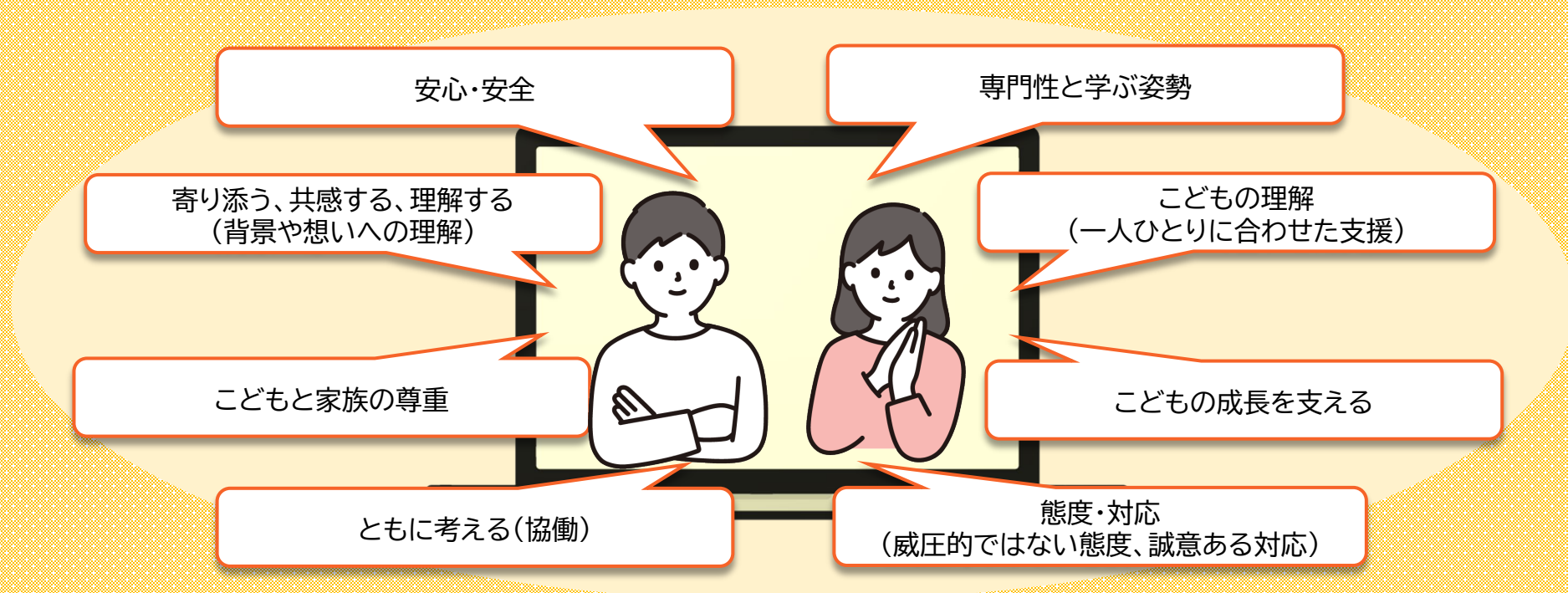


当日の資料など

[第2回障害児支援における人材育成に関する検討会 | こども家庭庁](#)

# 「支援者としての大切な基本姿勢」を整理するためのポイント

皆さまの主なご意見の中から、支援者としての大切な基本姿勢を整理するに当たり、ポイントとなるであろうキーワードを事務局においてまとめさせていただきました。



## 皆さまのご意見を踏まえて整理した「支援者としての大切な基本姿勢」

ひとりの子どもとして尊重し、そのこどもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や思いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。

本検討会では、全国共通の枠組みとして研修を進めていくに当たり、事業所や地域を問わず、支援者として大切にすべき基本姿勢について、「障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢」として整理しました。これは、障害児支援に従事する全ての支援者にとって、実践における考え方の基本となるものであり、その中の項目の一つに、皆さまのご意見を踏まえて整理した上記の事項を位置づけました。

# 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書

## 参考資料集

## 目次

	資料	頁
1	障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢	2
2	障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素	3
3	障害児支援の研修体系構築の構成要素	4
4	研修の階層とそれぞれの階層で期待される人材像	5
5	標準カリキュラムの全体像	6
6	研修の段階的な進め方について(イメージ)	8
7	障害児支援基礎・実践研修(仮称)の実施について(イメージ)	9
8	障害児支援リーダー研修(仮称)の実施について(イメージ)	10
9	障害児支援コア人材研修(仮称)の実施について(イメージ)	11
10	研修の質の確保を図るための実施体制について	12
11	こども・若者ヒアリング参加者の主な発言(参考)	13
12	子育て当事者ヒアリング参加者の主な発言(参考)	21

# 障害のある子どもとその家族とともに歩むための支援者の基本姿勢

## 尊重し合いながら、ともに生きる

- ・ 障害の有無に関わらず、子どもを大切な存在として尊重し、一人ひとりの尊厳を大切にする。
- ・ 障害を社会がつくる障壁と捉えるとともに、ともに生きる関係を築いていく。
- ・ 支援者自身もともに生きる一人として自分を大切にしながら、子どもや家族が肯定的に受け止められていると感じるように関わっていく。

## 想いに寄り添い、ともに支え合う

- ・ 子どもや家族の行動や言葉の奥にある想いや状況に丁寧に寄り添い、理解を深め合う。
- ・ 子どもに寄り添い、気持ちや願いに共感と理解をもって、支え、認め、励まし、ともに歩んでいく。
- ・ ひとりの子どもとして尊重し、その子どもの特性の理解や成長の過程を温かく見守りながら、背景や想いに寄り添い、安心・安全な環境のもとで、家族とともに考え、ともに悩み、ともに支えるとともに、学び続ける姿勢を大切にする。
- ・ 子どもや家族が内面的に持つ力を発揮できるような関わりを大切にしながら、ともに歩んでいく。

## 支援をともにつくる

- ・ みんなに同じ支援ではなく、その子どもに合った支援を、子どもや家族と一緒につくっていく。
- ・ 子どもが自ら選ぶことを大切にし、気持ちや意思を丁寧に汲み取る工夫や配慮を重ねながら、その子どもらしく育っていけるよう、肯定的なまなざしで関わっていく。
- ・ 家族の思いや不安にも寄り添い、安心して子育てができるよう、関係者や関係機関がともに手をつなぎ信頼関係を育んでいく。

## 安心できる場をともに育てる

- ・ 子どもが安心して過ごせる場や地域を、家族や地域と協力しながらともに育ていく。
- ・ 家族と地域、支援者、多職種のつながりを活かし、ともに支え合える場を育ていく。
- ・ チームで取り組む姿勢を持ち、地域や社会とともに、子どもや家族が安心して暮らし・育つ地域を目指す。

## ともに学び合い、ともに育ち合う

- ・ 支援者自身の関わり方や考え方を振り返りながら、子どもや家族とともにより良い形を模索する。
- ・ こどもの命と安全を守る責任を自覚し、ともに日々の実践を見つめ続ける。
- ・ こどもの権利と最善の利益を中心に置き、支援力を高めながら学び続ける。
- ・ 乳幼児期から成人期まで、ライフステージに応じて必要な支援を継続的につなげていくことを見据え、ともに歩む。
- ・ 福祉制度への理解と法令の遵守を土台としながら、支援の中で知り得た情報を守り、信頼のもとに支援を進めていく。

# 障害児支援に従事する支援者における重要な共通要素

## ① 対人支援における倫理的姿勢

- ・ 人権の尊重
- ・ こどもの権利の遵守
- ・ 障害者としての権利の遵守
- ・ こどもの最善の利益の優先考慮
- ・ こどもや家族への肯定的姿勢、態度
- ・ 社会的平等性・社会的公平性と誠実さ

## ② 自己理解と省察

- 【姿勢・態度】
- ・ 自身の経験や実践の結果を振り返り分析する姿勢
  - ・ チームの状況や実践の結果を客観的に振り返り分析する姿勢
  - ・ こどもや家族の視点から振り返り分析する姿勢
  - ・ 柔軟性のある考え方と自己研鑽を重ねる姿勢
  - ・ 視野を広げて学びを深める姿勢
  - ・ 支援者自らが自分を大切にする姿勢
- 【知識・技術】
- ・ 省察に基づき課題を解決する力
  - ・ 自己理解と省察を踏まえ他者に相談する力
  - ・ 他者の実践や交流を通じて省察を深める力
  - ・ 自己の心身(疲労・ストレス等)の状況に気づく力
- 【実践】
- ・ 省察を実践に活かす力
  - ・ 自身の心身の健康を保つためにセルフケアできる力

## ③ こどもの理解に基づく支援

- 【姿勢・態度】
- ・ 「ひとりのこども」として捉える姿勢
  - ・ こどもを主体者として尊重する姿勢
  - ・ こどもの表面的な行動だけでなく、背景等も捉える姿勢
  - ・ 一人ひとりの行動の結果だけでなく、プロセスに寄り添った肯定的な姿勢
- 【知識・技術】
- ・ こどもの成長発達とその多様性の理解
  - ・ 包括的アセスメントに基づく育ちの理解
  - ・ 発達特性による困難さと社会的困難さの理解
  - ・ 逆境体験やトラウマの理解
- 【実践】
- ・ こどもの生活の連続性と未来を想像する力
  - ・ こどもの遊びにおける環境を構成する力

## ④ 計画と評価に基づく支援の実践

- 【姿勢・態度】
- ・ こどもの声を丁寧に聴く姿勢
  - ・ こどもの姿を丁寧に見る姿勢
  - ・ 自己研鑽を重ねる姿勢
  - ・ 他職種から学び自身の専門性に活かす姿勢
- 【知識・技術】
- ・ 知識の広さ、深さ
  - ・ (こどもの発達や特性等を理解した上で)アセスメント・支援の技術
  - ・ 実践を振り返りこどもの様子を適切に記録する力
- 【実践】
- ・ 関係機関との連携
  - ・ 適切なアセスメントに基づく支援提供
  - ・ こども、家族への丁寧な説明とフィードバック
  - ・ PDCAサイクルによる支援提供

## ⑤ 家族支援

- 【姿勢・態度】
- ・ 家族の在り方の多様性の尊重
  - ・ 家族が有する文化、信仰、価値観の尊重
- 【知識・技術】
- ・ 子育ての困難さ、子育てに伴う社会的困難さの理解
  - ・ 子育ての困難さ等が孤立や虐待につながるおそれがあることへの理解
  - ・ 家庭状況(生活)の理解
- 【実践】
- ・ 家族を理解する力(家族の関係性の理解)
  - ・ 相談、カウンセリングの力(傾聴、共感、分析、言語化)

## ⑥ 地域支援・地域連携

- 【姿勢・態度】
- ・ 関係者・関係機関の役割を理解し、尊重する姿勢
  - ・ こどもと家族をまんなかにして協働する姿勢
- 【知識・技術】
- ・ 制度・施策についての知識
  - ・ 地域の関係機関についての知識
  - ・ 事業所の特性や機能の理解
  - ・ 関係機関それぞれの特性や機能の理解
- 【実践】
- ・ インクルージョン推進に向けた支援・連携
  - ・ 関係者会議の開催
  - ・ 役割分担、機能分担
  - ・ 縦横連携し協働する力
  - ・ 地域全体のマネジメント力

## ⑦ チームアプローチ

- 【姿勢・態度】
- ・ 他職種との対等性を尊重する姿勢
- 【知識・技術】
- ・ 自身の専門性を伝える力
  - ・ 他職種の専門性を理解する力
  - ・ 他職種から学び自身の専門性に活かす力
  - ・ チームの強みを分析し伝える力
- 【実践】
- ・ 事業所内のチームアプローチのシステムづくり

## ⑧ 虐待予防・対応

- 【姿勢・態度】
- ・ 自身の虐待等につながる言動に気づき修正する姿勢
  - ・ 事業所内の虐待等につながる課題に気づき修正する姿勢
- 【知識・技術】
- ・ 虐待等についての知識
- 【実践】
- ・ 保護者が困難を抱え、支援を必要としている状況等に気づく力
  - ・ 事業所内において、虐待につながる状況を把握する力
  - ・ 虐待につながる状況等に気づいた際に、解決に向けて行動する力

## ⑨ 相互理解・相互支援(家族・他職種・他機関)

- 【姿勢・態度】
- ・ 相互理解と合意形成に基づく相互支援の姿勢
  - ・ リーダーシップ
- 【実践】
- ・ コミュニケーションスキル
  - ・ ファシリテーションスキル
  - ・ コンサルテーションスキル
  - ・ スーパーバイズ/スーパーバイジースキル
  - ・ マネジメント・コーディネートスキル

# 障害児支援の研修体系構築の構成要素

## ① 障害児支援に従事する支援者として

- ✓ 障害児支援に従事する支援者として身につけるべき基本理念や倫理観、姿勢
- ✓ こどもの心身の健康及びこどもの命と安全を守るために、支援者としてもつべき観点
- ✓ 質の高い支援の計画・実践に資する考え方・観点
- ✓ 共生社会の実現に資する考え方・観点

## ② 本人支援

- ✓ 権利の主体者である「ひとりのこども」という観点
- ✓ こどものライフステージを通じた発達特性、多様性などを含めた発達そのものの理解
- ✓ 本人支援を行うための姿勢や知識

## ③ 家族支援

- ✓ まとまりとして家族をとらえる視点と、家族のなかのひとりとしてとらえる視点
- ✓ 多様な家族のあり方や価値観、家庭環境を踏まえた家族支援を行うための姿勢や知識
- ✓ ライフステージに応じた家族への支援の観点

## ④ 地域支援・地域連携

- ✓ こどもや家族が、安心して地域で育ち・暮らすことができる地域づくりの観点
- ✓ こどもや家族の支援に必要な地域の関係機関との連携
- ✓ 教育と福祉の連携
- ✓ 地域全体で支援の質の向上を図るための地域マネジメントの考え方

(日々の支援や業務の根拠となる)

## ⑤ 制度理解

- ✓ 日々の支援・業務の根拠となる障害児支援を取り巻くこども施策・障害児支援施策や各種制度
- ✓ こどもの生活の連続性を踏まえた支援に必要な関連制度
- ✓ 制度の背景にある基本理念を踏まえた制度と支援の接続

## ⑥ 組織マネジメント

- ✓ 障害児支援の現場における背景、事業所や地域の実情を踏まえた組織マネジメントの観点
- ✓ 事業運営や安全管理・非常災害発生時の対応等の必要性・重要性
- ✓ 風通しが良く安心して助けを求め合える組織づくりの観点

# 研修の階層とそれぞれの階層で期待される人材像

実施主体

都道府県等

## ④ 障害児支援コア人材研修(仮称)(地域の中心的な役割を担う者)

### 【期待される人材像】

- 包括的なアセスメントに基づき、個々の状態等の理解やニーズに応じた支援の実践について、他の職員や他の事業所等へ助言等を行うとともに、事業所内の支援の質の向上に取り組むことができる。
- 地域の状況を把握した上で、関係機関との連携をマネジメントし、コンサルテーション等を行うことができるとともに、地域の障害児支援体制の整備に主体的に関わることができる。
- 柔軟な考え方をもって、課題を解決することや省察を実践に活かすことができる。

## ③ 障害児支援リーダー研修(仮称)(事業所の中心的な役割を担う者)

### 【期待される人材像】

- 包括的なアセスメントに基づいて、個々の子どもと家族の状態像等について考察し理解するとともに、個々のニーズに応じた支援が実践できる。
- 事業所内において、多職種連携をコーディネートするとともに、他の職員への助言を行うことができる等、チームアプローチにおける中心的な役割を担うことができる。
- 子どもや家族の状況等に応じて、必要な関係機関と連携することができる。

## 障害児支援基礎・実践研修(仮称)

事業者

## ② 障害児支援基礎・実践研修(Ⅱ)(仮称)(本人支援を中心とした役割を担う者(1年目～3年目程度を目安))

### 【期待される人材像】

- 対人支援における倫理的姿勢をもって、子どもを主体とした支援を行うことができる。
- こどものライフステージを通じた発達と障害特性、発達の多様性を踏まえたアセスメントの基本を理解し、「ひとりの子ども」として、個々のニーズに応じた支援を行うことができる。
- 子どもを中心に支援を進めるうえで、家族支援、地域連携の重要性を理解する。

## ① 障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)(仮称)(障害児支援に従事し始めた者)

### 【期待される人材像】

- 障害児支援の意義や対人支援における倫理的姿勢を理解し、子どもを主体とした支援を行う姿勢をもつことができる。

# 標準カリキュラムの全体像

実施主体想定

事業者

※ 標準カリキュラムに基づく研修を活用し、地域の児童発達支援センターや他の事業所との合同研修による実施等も想定

## 【障害児支援基礎・実践研修(仮称)の標準カリキュラム】

	1.障害児支援に従事する支援者として	2.本人支援	3.家族支援	4.地域支援・地域連携	5.制度理解 <small>(日々の支援や業務の根拠となる)</small>	6.組織マネジメント
II	オリエンテーション	ライフステージを通じたこどもの発達の理解	家族支援の理念・意義	地域支援・地域連携の理念・意義	こども施策及び障害児支援の基本理念	障害児支援における安全管理
	権利擁護に基づく支援の実践	障害理解に基づく支援の基礎	家族の在り方の多様性の理解	ソーシャルワークの視点をもった地域支援・地域連携	障害のあるこどもにかかわる福祉・教育制度	虐待防止の実践
	チームアプローチ	こどもの育ちを支える遊びの理解	家族の基本的理解	地域交流	障害児支援施策	支援者自身の困りごとやストレスへの対処方法
	自己の省察に基づく実践	計画と評価に基づく支援の実践				
		アタッチメント・パーマネンシー				
		医療的ケアの基礎理解				
I	オリエンテーション	歴史的変遷から学ぶ障害児支援の意義	こども・障害のあるこどもの権利	障害児支援に従事する支援者としての基本姿勢・倫理	障害児支援に従事する支援者としての安全管理・安全確保	障害児支援における虐待防止と基本的理解
						支援提供の基本的理解

# 標準カリキュラムの全体像

実施主体の想定

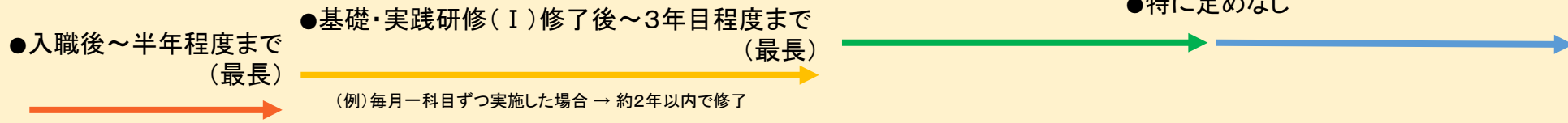
都道府県・指定都市

## 【障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)の標準カリキュラム】

	1.障害児支援に従事する支援者として	2.本人支援	3.家族支援	4.地域支援・地域連携	5.制度理解 <small>(日々の支援や業務の根拠となる)</small>	6.組織マネジメント
障害児支援コア人材研修	障害児支援コア人材研修(仮称)の受講者に期待される役割	ケアニーズの高いこどもの支援	特に配慮が必要な家庭	地域全体の支援体制や地域資源	こども施策・障害児支援施策の最新動向	支援の質の向上に向けた助言
	障害のあるこどもの権利擁護の理解・啓発			多機関連携の実践		自治体と連携した危機管理体制の構築
	地域における包括的支援のためのチームビルディング					<b>7.スーパーバイズ・コンサルテーション・ファシリテーションの演習</b>
						スーパーバイズ・コンサルテーションの概要
						スーパーバイズ・コンサルテーションの活用
障害児支援リーダー研修	障害児支援リーダー研修(仮称)の受講者に期待される役割	包括的なアセスメントを踏まえた支援	家族の理解	関係機関の役割・機能の理解	こども施策関連法・制度の理解	事業所の支援の質の向上に向けたマネジメント
	こどもの権利擁護・意思の尊重	効果的な事例検討	家族支援の方法	家庭・教育・福祉との連携	障害福祉関連法・制度の理解	事業所における事故防止・安全管理
	障害児支援に求められるチームアプローチ・多職種連携	移行支援	こどもへの不適切な関わり方を未然に防ぐための家族支援			事業所における虐待防止
			家族支援におけるソーシャルワークの視点			事業所内での人材育成の意義と必要性
						事業所内における人材育成・スーパーバイズの実践

# 研修の段階的な進め方について(イメージ)

## 受講期間のイメージ



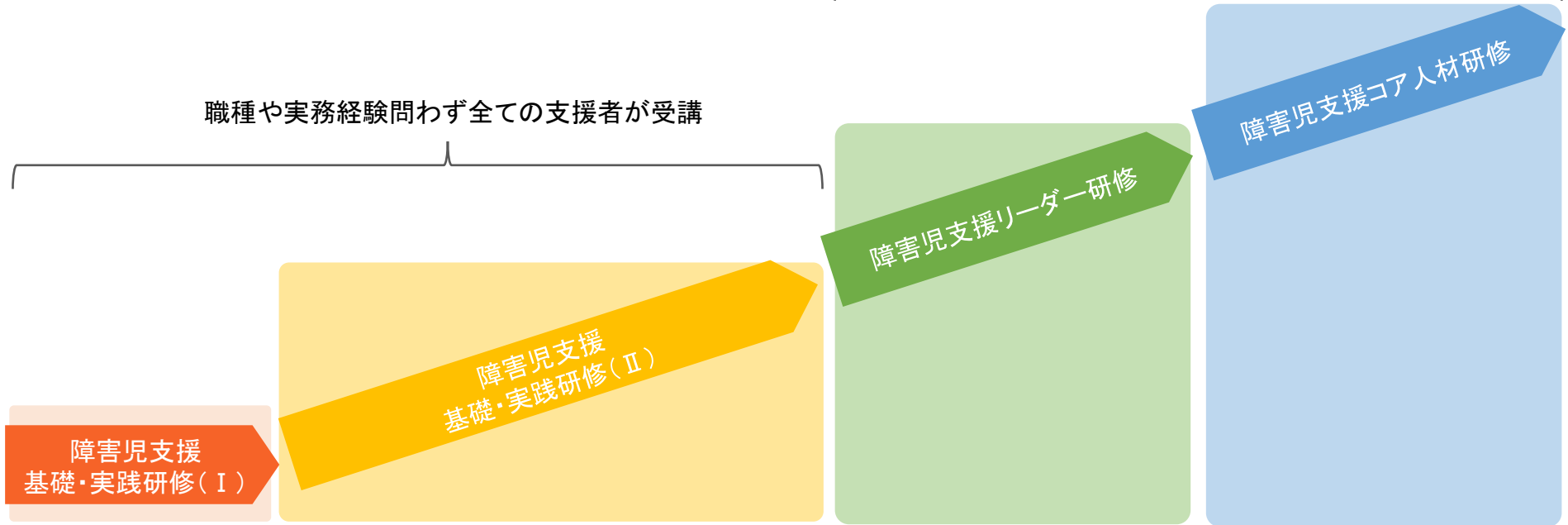
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度	約32～40時間程度
	7科目	22科目	19科目＋演習2日間×2	12科目＋演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合  
 ※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

それぞれの役割等に応じた任意受講

職種や実務経験問わず全ての支援者が受講

研修体系



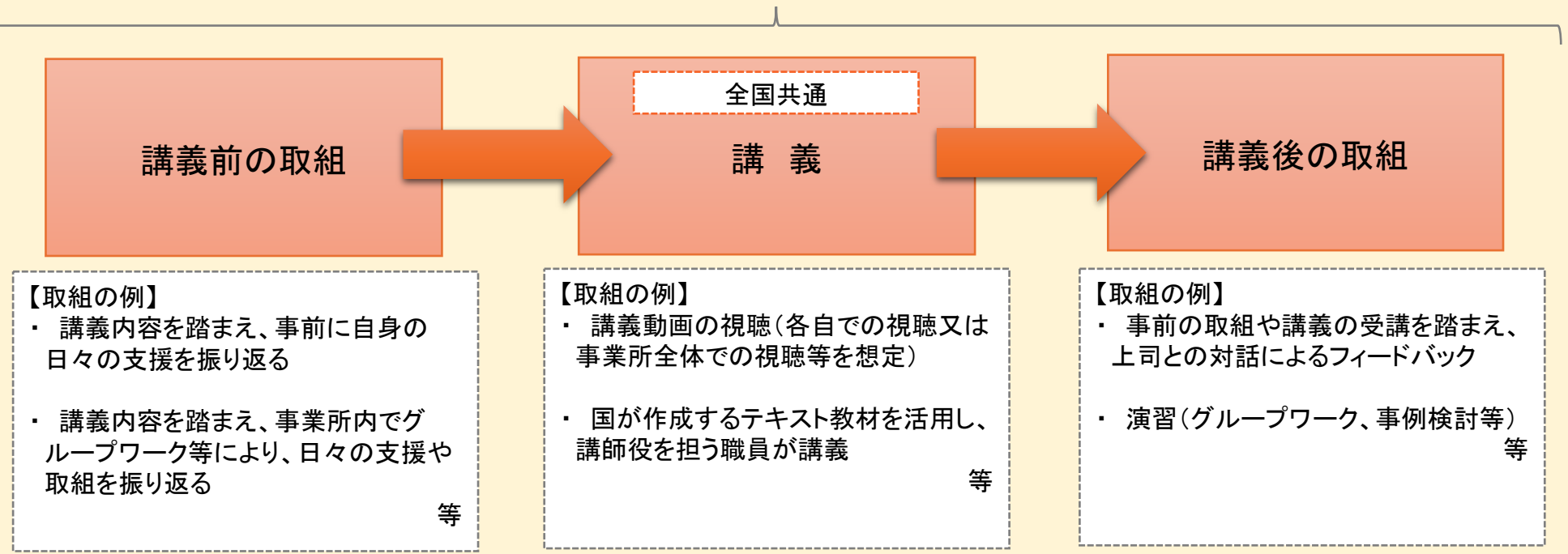
対象者像	主に本人支援を中心とした役割を担う者	事業所において 中心的な役割を担う者	地域において 中心的な役割を担う者
実施主体	事業者	都道府県・指定都市	

# 障害児支援基礎・実践研修(仮称)の実施について(イメージ)

## 障害児支援基礎・実践研修(仮称)実施の一連の流れのイメージ(例)

一科目(講義前+講義+講義後の取組)あたり約60分~90分程度での実施時間を想定

※ 一科目を同日で行う場合や各取組・講義を複数日に分けて行う等、事業所等の実情に応じて実施

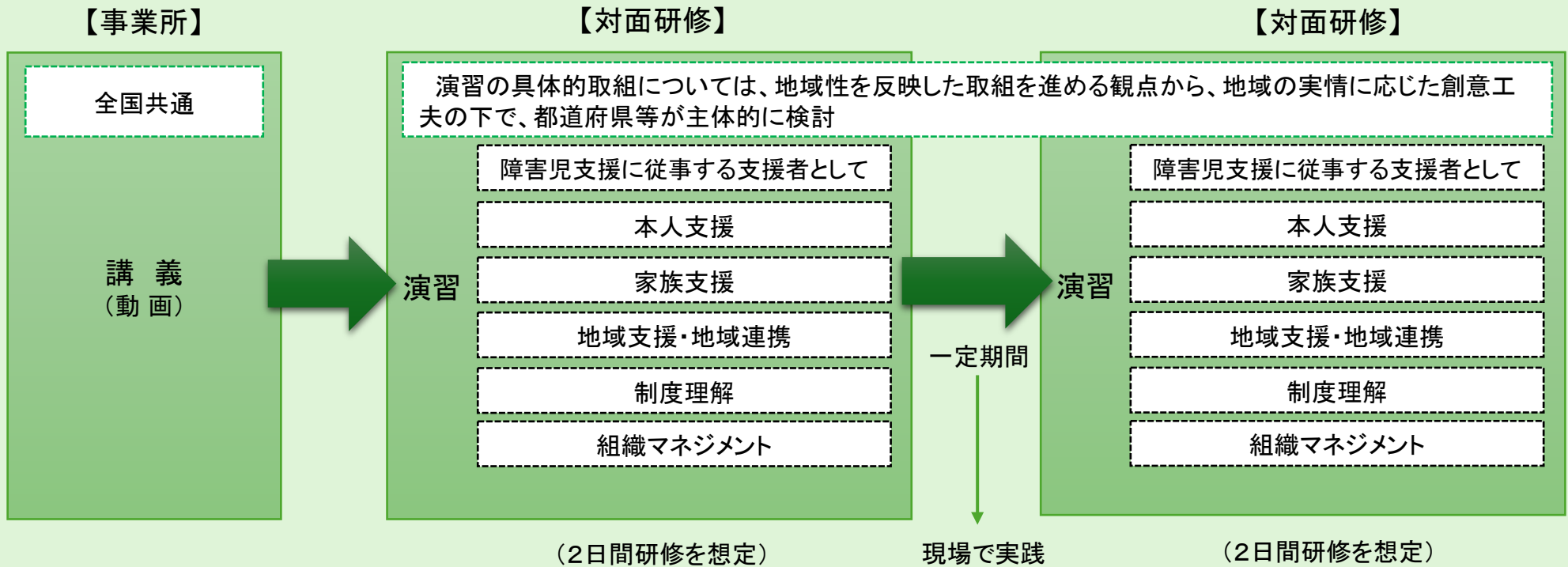


### 【想定される実施方法(例)】

- ① 標準カリキュラムに基づき、事業所内において上司や他職員と研修を進める。
- ② 児童発達支援センターや事業者団体等が、標準カリキュラムの科目を用いて実施する研修会等に参加する。
- ③ 標準カリキュラムの科目を用いて、地域の事業所同士が集まり合同研修会等を実施する。 等

# 障害児支援リーダー研修(仮称)の実施について(イメージ)

## 障害児支援リーダー研修(仮称)実施のイメージ(例)



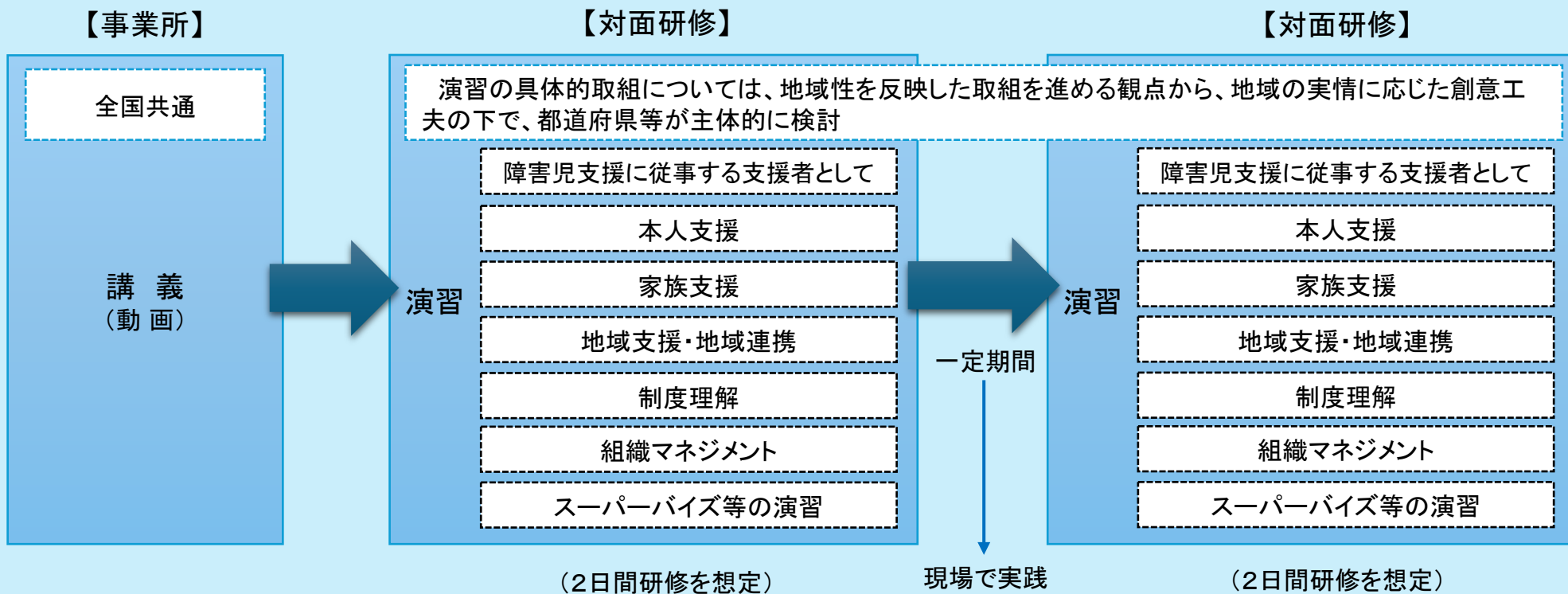
### 【取組の例】

- 各カテゴリーの講義内容等を踏まえ、演習を実施(グループワーク、ロールプレイ等)

等

# 障害児支援コア人材研修(仮称)の実施について(イメージ)

## 障害児支援コア人材研修(仮称)実施のイメージ(例)



### 【取組の例】

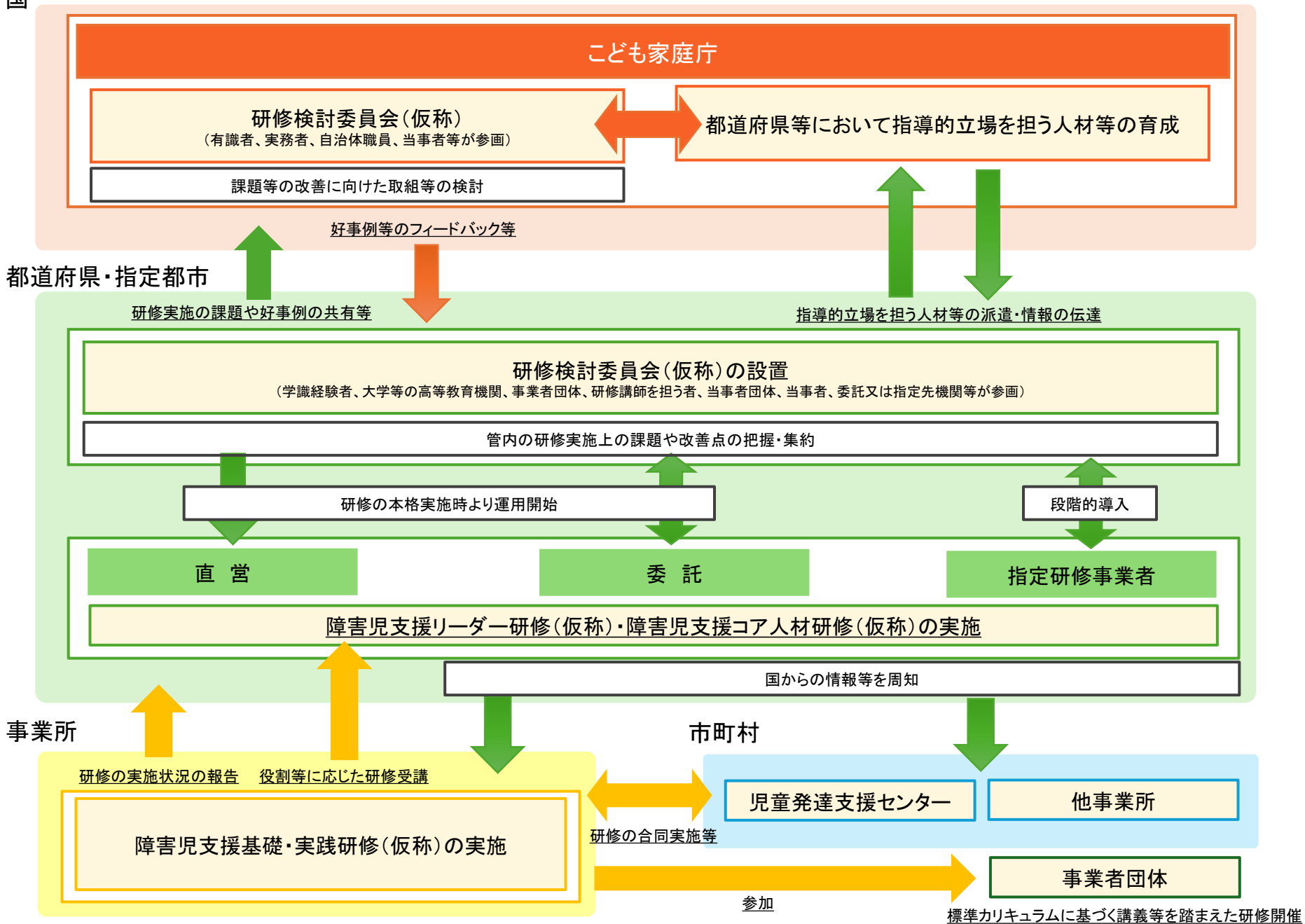
- 各カテゴリーの講義内容等を踏まえ、演習を実施(グループワーク、ロールプレイ等)

等

※ 複数の都道府県等による合同開催も可能とする等、柔軟な運用を検討。その場合であっても、地域性が著しく失われた研修内容とならないよう留意することが必要。

# 研修の質の確保を図るための実施体制について(イメージ)

国



# こども・若者ヒアリング参加者の主な発言(参考)

(ヒアリング参加者の発言を事務局において整理してまとめたもの)

## ① 誰と何をすることが楽しかった・嬉しかった

- 先生と一週間の出来事を話したことが楽しかった。
- オンラインで参加した難聴集う会が楽しかった。
- クラスのみんなや兄弟6人くらいと流しソーメンしたことが楽しかった。
- 先生たちと食べ物の話やどんなお店で食べたのかなど、たくさんのお話をしたこと。
- 事業所のみんなでおにごっこやサッカーをしたことが楽しかったです。
- バーベキューをしたこと。
- プロ野球を球場で観戦をした時に、始球式をしたこと。
- 事業所のみんなと風船バレーをしたこと。人間スゴロクで動くことも楽しかった。
- 大好きな運転手さんがいること。
- メイクや髪の毛を染めたりしたこと。
- 事業所のみんなと忘年会をしたこと。
- 友達とメダルゲームやドッチボールをして遊んだのが楽しかった。
- 事業所では友達とピタゴラスで遊んだこと。
- 事業所の友達と色んなところに行ったこと。
- 自分の作ったキャラクターで遊ぶこと。
- 事業所の先生と指相撲したことが楽しかった。
- バトミントンをしたこと。

## ② どこで、どんなことをして楽しかった・嬉しかった

- 事業所の良い場所は、良く関わっている部屋で、居心地がよいかもしい。
- グループ活動のプレイルームが好き。そこでは、トランポリン、クリスマス会や餅つきができて、走り回れる。
- 買い物外出で、事業所のみんなとお店でテイクアウトして、一緒に食べたり話したりしたこと。
- 事業所の先生と友達で渋谷に外出したこと。
- 修学旅行で横浜に行ったときに、ホテルに泊まって、お肉が美味しかった。
- 事業所の教室でみんなと風船バレーで遊んだりするのが楽しかった。
- 音楽しているとき。音楽するときには講師がいること。
- 事業所の看護師さんと一緒に遠足に行くこと。遊園地について、車椅子でメリーゴーランドや観覧車にのったこと。
- ファッションショーに参加したこと。服は手作りして、注目されたこと。
- スキーにいったこと。
- バスに乗ってお買い物について、チーク、ハイライトなどの化粧品を買い物にしたこと。
- 事業所に運動場があり、10人くらいでドッチボールをするのが好き。投げ方は下手だけれど、当たったら嬉しい。
- 私を含めて4人でピタゴラスで遊んだり、歩いて10分くらいの公園に行くこと。
- 商業施設(電力館)に行ったことが楽しかった。入場する時に写真に撮ってシールになることが良かった。
- 事業所の先生と一緒に体育館でバトミントンすること。あまり行かないけれど楽しかった。
- ワークシート使って自分のことを知れたこと。

### ③ (事業所を)利用したことで成長したこと・得られたこと・達成したこと

- どんどん自立できるようになっていった。小さい頃は、言葉の意味をそのまま理解していた(「首を切る」とか)。
- コミュニケーションがうまくなったこと。
- 口や舌を練習して、ツヤチを言えるようになった。舌を出したままで声を出すとか。最初は難しかったけれど。
- どのようにみんなで過ごしたら良いか、小さい子が多いので、はぐれたりしないように(見守りなどが)できたこと。
- 挨拶など人とコミュニケーションをとることが上手く、関わる機会が増えたので成長できた。
- タオルをたたむ仕事をしていて、達成感があった。
- 人との関わり、コミュニケーションが自分から話しかけられるようになった。
- 感覚遊びが苦手だったが、個別に付き合ってもらい自分の手でシールを貼れるようになったこと。
- トイレットチェアで取組んでいたが、身体の成長に合わせて、大人のトイレに合わせて、できるようになった。
- 事業所と同じ仕様のトイレを自宅で購入して、学校でも取組んでいる。
- バスを使って買い物ができるようになった。一人で携帯のメモを使って店員さんに尋ねることができる。
- 普段は手話をしているが、手話の分らない人に対して、メモ機能を使って発信したことが成長。
- 習字でお友達の文字を書くことができた。力の調整もできるようになってきている。
- 宿題の音読を教えてもらって、少しずつできるようになった。
- ままごとをして楽しかった。年下の子のお世話が得意なことがわかった。
- 今日の温度・湿度をみて服装を調整できるようになった。
- 色んなところにおいても緊張せずに、自分らしさが出せるようになった。
- 前の自分と比較して、自分のことを知れるようになったこと。強みは、その日の予定とかを把握したりする。料理もふるまう。

#### ④ 職員にかけられて嬉しかった言葉、職員にしてもらって嬉しかったこと

- いろいろあります。いっぱいあって忘れていきます。
- 嬉しいことは、自分で作ったアニメの言葉を検閲してもらえること。アニメは1年間で12話つくる。
- 舌を出した状態で声の出し方を教えてくれて嬉しかった。
- 学校であったことの話をして聞いてくれる。言いにくいことを聞いてもらうこと。気持ちの面でも楽になっている。
- 自分がしている手伝い(食器のふきあげ、タオルたたみ、洗濯物仕分け)を頑張っているねと褒められたこと。
- 相談にのってもらったこと。学校での悩み事とか相談した時に自分の意見を尊重してくれたこと。
- お仕事とか、お手伝いしたときにありがとうとかお疲れさまで言ってくれること。
- 勉強しているときに頑張ったねと言われて嬉しかった。
- 最初に挨拶するとき、すごいと言われて褒められるのが嬉しい。
- 親と一緒になく、外出したときに、私、頑張ってきたんだという自信につながった。
- スタッフのみんなが手話を勉強して、覚えてくれたこと。
- 宿題を応援してもらったこと。
- 学校で友達とオンラインゲームでいじめられて落ち込んだ時。学校でもトラブルがあったときに、「味方だよ」と言われたこと。
- 職員とともにおもちゃで遊べたことが嬉しかった。シール貼るのが好きで、上手に貼れた時に褒められる。
- 自己分析できているって言われたこと。過去の自分と今の自分とを比較して知れたりとか。

## ⑤ 安心できる居場所になっているか

- 何回も通っているので、安心できる場所です。
- ことばの勉強、文章読解、発声練習もできて、高校入試にチャレンジしようと思っている。
- 学校の出来事を話せるので、安心できる居場所になっている。
- たくさんの先生が話をきいてくれたり、色々なことを教えてくれる。自分の経験がないことで解らないことを教えてもらえる。
- プライベートの自分の好きなこと(ゲームとか動画)ができる場所が整っていて、1人でもできたり、友達ともできる。
- 看護師さん、保育士さん、医師もいるので安心できる。
- 困っていたら助けてくれて、一緒に話したりしてくれることもあった。
- とても安心できて、小学1年から8年間通っている。
- 受け止めてくれるので、自分の意思のままに過ごせる。
- 家以外でリラックスして寝ることができている。居場所になっている。
- 疲れているときは横になったりすることができている。横になってもできる活動もあって、切り替えることができている。
- 手話のわかるスタッフもいるし、お友達もいる。
- 運動する部屋が好き。ドッチボールや相撲をしている。
- 助けてくれる友達がいるから、安心できる居場所になっている。
- 職員さん、お友達も、おもちゃもある。自分より小さな年齢の人と一緒に遊んだり、面倒みたりできる。
- 事業所は安心できる。学校では人が多いというのもあり、相性が合わない苦手な人がいたりするから。

## ⑥ 信頼できる人はいるか

- 学校の友達。言えないくらいいっぱいいます。
- 事業所の先生です。声の出し方がわからないときに、手伝ってもらってよかった。
- たくさんの先生がいて、先生と互いに話したりできるので、信頼できる。
- 相談にのってくれる職員がいるので、頼りにしている。
- 信頼できる人も信頼できない人もいる。信頼できる人は優しい人で相談にのってくれる人。
- 信頼できない人は怒っているときにあっちにいったと言われる。
- 昔に同姓の子とうまくいかなかったので、異性の人の方が信頼できる。いじわるされたので。
- 事業者の人。自分のことに気づいてくれる人。
- 事業所のすべての人とやりとりができて、みんなが受け入れてくれる。
- 手話でコミュニケーションできるスタッフは信頼できます。
- 優しい人。
- これまでひどい友達だったが、優しい良い人がいるから。
- 事業所の医療的ケアをしてくれる看護師さん。
- 自分の言っていることを共感してくれたり、それを踏まえて相談してくれたりできる。

## ⑦ 大人との関わりの中で苦手だと感じたこと

- ありません。
- 特にない。参加したくない活動もない。
- 今はぱっと思いつかないけれど、嫌だと思ったことはあるけど、結構前のことで思い出せない。
- 事業所ではないです。事業所以外では、あまりないです。
- 「ダメ」と言われるのが嫌。いろんな制限があって、「ダメ」と言われて泣くこともあった。
- 嫌なことはないかもしれない。
- ない。質問の答えを準備した時に、なかった。
- 急に髪の毛を引っ張ってくる友達は苦手。
- 事業所の先生の口癖が苦手です。
- 自分が頑張ったことを認められずに、怒られる。
- 会話している中で、人の目が怖いと感じる。事業所の大人や友達は気にならないけれど。
- イベントの運動が体力的に苦しかった。
- 自分のことを話すのが苦手、いろいろ聞かれた時にぱっと思いつかない。特に自分思っていることを聴かれると。

# 子育て当事者ヒアリング参加者の主な発言(参考)

(ヒアリング参加者の発言を事務局において整理してまとめたもの)

## ①事業所や職員に持っていてほしい姿勢

- こどもに合った教育、リハビリ、進路先等を一緒に考えてくれたことは、ありがたかった。
- 専門的な知識よりも、親と同じ思いで「こどもがいかにより良くなるか」を一緒に考えてもらえたり、寄り添ってもらえること。
- 話をよく聞いてくれ、共感してくれ、共に考えてくれる職員。
- 障害はあっても、こどもをリスペクトしたり認めてくれる姿勢。
- こどもの小さな変化を見てくれる目。職員の目線が、親の目線に近ければ近いほど、「この人には安心して預けられる」「そこに気付いてくれるなら安心」と、短い時間でも長い時間でも、安心して利用することができる。
- 職員間の人間関係の良さは重要。こどもたちはすごく敏感なので、大人の空気を感じることもあると思う。そのうえでも、職員間でフォローし合いながら、チームワークをもって支援をしているかどうか重要。
- 保護者が相談したことに対して、事業所としての改善策等を検討し、誠意をもって対応してくれることは信頼につながる。
- みんなと安全に過ごせること、見守ってもらえること等、安全を一番重要視している。
- 事業所の活動等の中で、親だと気付かない、こどもが興味があるものに気付いてくれること。
- 事業所を利用する前に、しっかりと生育歴等を職員と話すこと。話を細かく聞いてくれたことは、安心につながっている。
- 必ず何かあった時には電話をくれたり、報告をしてくれる等、円滑にコミュニケーションを取れているので、継続して通わせることができている。

## ①事業所や職員に持っていてほしい姿勢(続き)

- 見えないことにより、周りの状況がわからないが、「見えないから何もできない。」と決めつけるのではなく、こどもに周りの状況をきちんと説明し、できること/できないことをこども本人に確認し、できることは本人にやってもらい、できないことはどのようなサポートがあればできるのかこども本人に確認する等、こどもに必要な説明をすることやこどもの意見を聞きながら支援してもらえると信頼できる。
- どうしたら、こどもが安心して楽しく過ごせるのか、一緒に考えていただけたことには感謝している。専門性ももちろん大事だが、その子自身を知ろうとして、一緒に関わろうとしてくれ、どういう手伝いをすれば一緒に同じように過ごすことができるか、熱意を持って関わってくれれば、親としてはありがたい。
- 医療的ケアの中でも、命に直結するものは正確に的確にケアしてほしい。そのためには、親もともにその環境をつくっていく努力も必要であると考えているが、最低限の医療的ケアに関する知識は持っていてほしいという思いはある。自分の知らないことを学ぶ姿勢や事業所内の職員同士で学んだり情報共有をしたりする姿勢は、必ずもってほしい。「どうやったらこどもが安全に過ごせるか」、一緒に考えられる関係性でありたい。
- 関係機関の連携において、例えば、親がハブになって学校に伝える、放デイに伝える等、連携の中心を親に求められることが多い。親が連携の中心に立つのではなく、こどもを中心として、支援者同士で連携を図りながら、こどもの支援を進めていくという意識を持っていただきたい。親が伝言ゲームをしているような負担感もあるが、連携を図りながら、互いの専門性を知ること、よりこどもの支援が深まると期待している。
- こどもへの過度なサポートは、逆に本来こどもができることが、できなくなってしまうことにつながるため、細かくコミュニケーションを図りながら、こどもの日々の様子の共有や対応等を相談できる事業所は安心できる。
- ニーズに合わせた支援を行ってくれること。
- こどもや親の気持ちを汲み取りながら、こどもが地域の中で学び、目が見えなくても様々な経験をしてほしいという思いで、事業所と幼稚園が連携を図ってくれていた。こどもの生活が充実するため、どうサポートをすればスムーズに行くのか、過度に手を出しすぎず、こどものできることを広げていけるかを考えてくれたことには感謝している。

## ①事業所や職員に持っていてほしい姿勢(続き)

- 事業所がいますぐ専門性を有することが難しいことでも、できる工夫を検討してくれる姿勢や、子どもが興味をもちそうな取組を工夫してくれる姿勢。
- 子どもを「そのままいいんだよ」という親のマインドを育ててもらえること。
- 子どもが自分の意思を表出したり、この人に伝えたいと思える人物がいてくれること。
- 「家族としてどういうことを求めているのか」「どんな事業所がいいのか」を、綿密に何回も話し合いができたことはありがたかった。
- 地域のために何でもするという姿勢をもち、前向きに様々取組む中で、親の意見も前向きに取り入れてくれる姿勢。
- 親の困り事をキャッチして、一緒に伴走して解決していくというのが理想。いまは、親が一人で情報を集め、自分で解決していくという形なので、相談できる場所や、相談できる人がいればいいなというのは常々思っている。
- 子どもに合った環境で、職員と子どもが今日何があったのか色々と話せる環境である等、子どもが安心してコミュニケーションが図れること。
- 子どもに合わせてくれるのが一番いい。子どもを見守ってくれ、困っているときに声をかけてくれること。
- いろいろな知識や引き出しを持っている職員がいることは大事。

## ①事業所や職員に持っていてほしい姿勢(続き)

- こちらが一生懸命対話しようと思っても、職員側の姿勢が適当だと、保護者としては嫌な思いをする。
- こどもにも不利益が生じていた職員側の行為について改善を求めたが、全くこちらの気持ちを受け止めてもらえず、事業所を辞めることにした。
- 自分自身の経験で、こども本人の希望を踏まえて相談をした際、専門性のある方の方から、「この子にとってはこれがいい。」と決めつけられることがあり、親としては相談しにくかった。親としては、専門性を生かして、こども本人が希望する生活をするために何が必要なのか等の助言がほしかったので、対応としてはかなり残念に思った。
- 「(お子さんには)わからないですよね」と受け入れてもらえなかったことがあった。親としては、こどもの「経験を増やす」お手伝いをしてほしいと思った。
- 事業所の考え方に合わせることを求められることがあり、意見が食い違っていると明らかに表情等に表し、迷惑そうな態度を示されたので残念に思った。「こどもにとって最優先は何だろう」と常に考えてほしいという気持ちであった。頼る事業所が限られると、こどもは人質になっている気持ちで、事業所と親との関係が影響して、こどもに何かあったら嫌だなという思いが強かった。
- ことばを表出できず、表情やモニターの数値等でしか表出できないので、一人のこどもとしてではなく、物として扱われていると感じることがある。こどもが人として見られていないと感じることがある。
- 成長の過程で、障害の重複の可能性や特性や個性の範疇なのか悩んだ時に、明確なアドバイスがもらえたらとても助かったと思う。
- 自分の知識を押し付けてくるような職員だと、これ以上話したくないという気持ちになることがある。
- 相談したいと思っても、職員よりも自分の方が知識があることがよくある。

## ②事業所や職員に対して望むこと

- お互いに理解し合いながら、こどもの状況や変化にも対応してもらえるような事業所であってほしい。
- 職員の話し方や聞き方も大切。専門性等を強調し、職員が威圧的な態度だと、親も「申し訳ない。」「事業所側を困らせている。」と感じることがあるので、寄り添うような話し方や聞き方をしてもらいたい。
- 病気が原因でかなりの偏食になったので、その背景を踏まえた偏食の対応をお願いしており、理解して対応してくれるスタッフがいるとありがたい。
- 生まれつき目が見えないこどもがすごく少ないので、利用の相談をすると、「経験がない。」「前例がない。」と言って断られることがよくある。目が見えないと言っても、こどもによって見え方も異なるし、他の特性が重複しているこどももいる。こどもによって違うので、ひとまとめにするのではなく、まずはその子自身を見てほしい。最初は知識がなくても構わないので、こどもと向き合い、こどもにとって何が必要なのか、一緒に話しをしたい。
- 決めつけではなく、その子自身のことを見て必要なことを考え、それを伝えやすい人間関係が作れるといい。
- こどもへの支援よりも、利益追求で経営に目が向いていると感じる事業所もある。こどもに向き合い、こどもの意見・親の意見を聴くというスタンスで、何のために支援をしているのか、あるいは保護者の声にこんな願いがあるんだということを受け止める姿勢をもってもらいたい。
- 地域で共に育つインクルーシブが普通に社会にも広がり、事業者や団体の垣根を超えて、みんなでこどもを一緒に育てていくような考え方が広がってもらいたい。
- 当事者であるこども本人の特性に合わせた声掛けをする等、こどもの特性に応じた基本的な対応をしてもらいたい。
- 事業所の中で、職員をフォローできるような体制があると良い。
- その子にマッチしたやり方があれば、将来的に本人の生活の助けになることを知ってほしい。

## ②事業所や職員に対して望むこと(続き)

- こどもにとって楽しい居場所になるよう、専門職としての専門性だけでなく、育児について手助けをしているという気持ちを持ち、こどもが楽しめる場にしてもらえたらと思っている。
- (人工内耳の装用により)「聞こえている」=「理解している」ではなく、こども本人が理解しているかどうかを確認してほしい。
- 安心・安全は保障してほしい。最大限安全を保障しても怪我をすることはある。怪我をした際に、どのように対応するのかあらかじめ事業所で決めておく等、怪我をしたとしても、その後の対応がきちんとしていると、保護者の不信感には繋がりにくい。
- 親が間に入ってもいいが、できれば事業所と学校の間で連携を取ってほしいと思っている。
- PT、OT、STのような専門職の方が増えてくれると良い。
- 男性スタッフが増えると良い。
- 特殊性と専門性を備えたスタッフを育成したり、きこえない、きこえにくいという聴覚障害についての理解を深めてほしい。
- 聴覚障害の場合、親が手話をできないと自分のこどもとコミュニケーションが取れない。こどもの成長にあたっては、コミュニケーションもすごく大切なところ。こうした点を親に伝えてくれるような支援が大事。こどもの障害等を理解するための支援が必要。
- (きこえない、きこえにくい)こどもの特性に対する専門性を有する放デイを利用できればいいが、そのような事業所は少ない。(きこえない、きこえにくいこども達、聴覚障害のこども達)様々な特性を有するこどもが利用するかもしれないということを踏まえた研修があるといい。できれば手話があった方がよい。理由として手話がないと意思疎通が難しい事もある。また、手話がないと理解が難しい。残存聴力だけではコミュニケーションに限界がある。
- こどもに、家族ではない第三者と一緒にたくさんの経験をしてもらう、体感させてもらうことなど、家族ではできないことをたくさんしてもらいたい。

## ②事業所や職員に対して望むこと(続き)

- 事業所としても、個人としても、人間力を高めていくような研修等を受けていくことも大事なのではないかと思う。
- 障害児支援を、職員が誇りに思えるような職業にしてほしい。
- 専門職の方や経験豊富な方に、「こうあるべき」、「このケアはこの方法が最善」等、一方的に伝えてくる方もいる。親として、現在のケア等に至るまでいろいろな経験や経緯があり、「その子をどう育てたいか」といった子育ての背景が詰まっている。「どうしてそうなったのか」「なぜそうしたケアになっているのか」、支援者には思いを寄せてもらいたい。
- 利用中の様子を共有する際等に、こどもの弱みや課題ばかりに目を向けて共有するのではなく、こどもの良い部分に目を向けて共有してもらえるといい。毎回注意ばかりされていると、親としてもどうして良いのかわからなくなる。でも、事業所との関係がギクシャクしたくないので、こちらが下手になるしかないと思うところがある。
- こどもの体調管理に必要な対応や、日々のやり取り等、職員間での情報の共有は確実にしてほしい。情報共有がされていないと感じる場面があると、親としては心配になる。
- 怪我等が生じたら、その原因分析等はしてもらいたい。それを行なうことで、再発防止に繋がるという思いで原因分析をお願いしたが、事業所から誠実な回答はなく、こどもが人として接してもらえていないと感じた。
- 聴覚障害がどういったものなのか、どういったところに配慮したらいいのか、どういった支援が必要なのか、把握した上で支援にあたってほしいと思う。
- 世の中、みんなが手話ができるわけではないので、こどもの特性に合わせて、身振り・手振り・目で見ると視覚的活用等、手話以外で伝える方法も含めて、コミュニケーションを図ってほしいと思う。

## ②事業所や職員に対して望むこと(続き)

- 1人1台タブレットを持つ時代なので、生活から通信機器を切り離すのは難しい。依存症等、課題も複雑化しているので、通信機器系の使用についてのアドバイスは必要ではないか。
- 個別の支援をする場合、それに値する専門性を職員が持っているといい。
- 障害児支援以外の制度や、自分の事業所以外の地域の取組等、他を知ることは必要だと思う。
- いろいろなお子さんに当てはまると思うが、ことばだけでは全てを理解することはできないので、視覚支援を多く入れてもらえると助かると思う。
- 調べてくる知識量は保護者の方が多いこともよくある。事業所も積極的にスーパーバイザーを事業所に入れたり、相談員に繋ぐことができると良いのではないか。